官報

第八百四十號

NO. 840

昭和四年十月十六日　水曜日

内閣印刷局

省令

◎商工省令第十一號

輸出絹織物取締法施行規則中左ノ通改正ス

昭和四年十月十六日

商工大臣　俵　孫一

第二條中「絹紡絲絲、」ノ下ニ「絹紡紬絲、」ヲ「野蠶絲」ノ下ニ「、野蠶副絲」ヲ加フ

第三條　輸出絹織物ハ之ヲ左ノ三種ニ分ツ

一　第一種　本絹絲ノミヲ以テ製織シタル輸出羽二重、輸出生絹縮子、輸出縮緬及輸出壁、野蠶絲ノミヲ以テ製織シタル輸出絹紬、絹紡紬絲（家蠶繭繊維以外ノ繊維ヲ混綿紡績シタルモノヲ除ク）ノミヲ以テ製織シタル輸出富士絹並ニ本絹絲及絹紡紬絲（家蠶繭繊維以外ノ繊維ヲ混綿紡績シタルモノヲ除ク）ノミヲ以テ製織シタル輸出「スパンクレープ」

二　第二種　輸出「タフタ」、輸出本琥珀、輸出練絹縮子及輸出甲斐絹

三　第三種　前二號以外ノ輸出絹織物

第四條　削除

第六條中「精練シタル輸出生絹織物及輸出練絹織物」ヲ「輸出絹織物」ニ改メ、第四號及第五號ヲ削リ第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一　製織後精練ヲ要スル輸出絹織物ニシテ精練セザルモノ

製織後精練ヲ要スル輸出絹織物ニシテ染色シタルモノ（兼色シタルモノヲ除ク）

二　輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ヲ除ク）

第六條ノ二　前條ノ檢査ニ合格シタル輸出絹織物ニシテ商習慣ニ依リ切斷ヲ爲シタルモノハ其ノ織物ノ端末ニ樣式第六號ノ二ノ印章ヲ押捺シタルモノニ限リ更ニ檢査ヲ受クルコトナクシテ之ヲ輸出スルコトヲ得

第七條中「前條」ヲ「第六條」ニ改ム

第十六條中「輸出練絹織物」ヲ「第二種輸出絹織物」ニ改ム

第十八條中「第六條ノ檢査」ノ下ニ「（染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ノ檢査ヲ除ク）」ヲ加フ

第十八條ノ二　染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ノ檢査ハ前條第一號、第四號及第五號ニ揭グル事項ニ付之ヲ行フ

第十八條ノ三　前條ノ檢査ハ染色前之ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ檢査ヲ受ケタルモノハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ染色ニ因リ檢査ノ效力ヲ失ハズ

第十八條ノ檢査ニ合格シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ニシテ染色シタルモノハ前條ノ檢査ニ合格シタルモノト看做ス

第二十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

第一種輸出絹織物中柄物ヲ除キタル輸出羽二重、輸出生絹縮子、輸出絹紬及輸出富士絹（染色シタルモノヲ除ク）ノ合格ハ之ヲ一等及二等ニ分ツ

第二十三條中「輸出練絹織物」ヲ「第二種輸出絹織物」ニ改ム

第二十四條　輸出練絹織物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ合格タルコトヲ得ズ但シ錫蘭類ヲ施用シタル輸出縮緬並ニ染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ニシテ錫蘭類ヲ施用シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　五分間ノ經絲又ハ緯絲ノ密度左表ノ數ニ滿タザル箇所多キモノ但シ輸出絹織物檢查所長ニ於テ製織上左表ニ依リ難シト認メタルモノヲ除ク

品種	密度	經絲數	緯絲數
一本經一本緯 二八分ノ五匁附未滿	本以上 七〇	本以上 四五	
一本經一本緯 三八分ノ一匁附未滿	七五	五〇	
一本經一本緯 三八分ノ五匁附未滿	七五	五二	
一本經一本緯 四四分ノ一匁附未滿	七五	五五	
一本經一本緯 五四分ノ一匁附未滿	七五	六〇	
一本經一本緯 五四分ノ一匁附以上	七五	六五	
一本經二本緯 平羽二重 五四分ノ三匁附未滿	七五	五五	
一本經二本緯 六四分ノ三匁附未滿	七五	六〇	
一本經二本緯 六四分ノ三匁附以上	七五	六五	
二本經一本緯 六匁附未滿	七五	六〇	
二本經一本緯 六匁附以上	七五	六五	

本文　第840号　昭和四年十月十六日（水曜日）　明治三十五年四月十五日　第三種郵便物認可

品種		密度	
		緯絲數	經絲數
輸出羽二重	二本經二本緯	六・二分ノ一及附未滿	七五	五〇
		六・二分ノ一及附以上	七五	五五
	絞羽二重 一本經一本緯	五及附未滿	七五	六〇
		五及附以上	七五	六五
	絞羽二重 一本經二本緯	五及附未滿	七五	六〇
		五及附以上	七五	五五
	絞羽二重 二本經一本緯	七及附未滿	七五	六〇
		七及附以上	七五	六五
	絞羽二重 二本經二本緯	七及附未滿	七五	六〇
		七及附以上	七五	六五
輸出生絹綉子	一本經一本緯	五・二分ノ一及附未滿	一一三	五二
		五・二分ノ一及附以上	一三〇	六一
	一本經二本緯	五・二分ノ一及附未滿	一三八	六四
		五・二分ノ一及附以上	一〇七	六〇
	二本經一本緯	八及附未滿	一〇七	六〇
	二本經二本緯	七・二分ノ一及附以上	一〇七	六五
輸出縮緬	經緯縮緬	六・四分ノ一及附以下	五〇	五〇
		八・四分ノ一及附以下	六〇	五〇
	其ノ他ノ縮緬	七及附以下	八二	五〇
		九及附以下	八五	五〇
		十二及附以下	八〇	四五
		六及附以下	七五	四五
輸出壁	一本經一本緯	十一及附未滿	五八	五二
		十四及附以下	七五	四五
	二本經一本緯	九及附以下	七五	五〇
	一本經二本緯	十一及附未滿	五八	四八

品種		密度	
		緯絲數	經絲數
輸出綉紬	二本經二本緯	十三及附未滿	四六	四〇
		十五及附未滿	四六	四二
	二本經三本緯	十五及附未滿	四六	三六
		十五及附以上	四六	三八
	二本經四本緯	十五及附未滿	四六	四二
		十五及附以上	四六	四六
	三本經二本緯	十五及附未滿	四六	三六
		十五及附以上	四六	三八
	三本經三本緯	十五及附未滿	三八	三六
		十五及附以上	三八	三八
	三本經四本緯	十五及附以上	三八	四二
輸出富士綉	精練又ハ染色シタルモノ 雙絲經 單絲緯	十七及附未滿	五七	四二
		十九及附未滿	五〇	三八
		十七及附未滿	四七	四二
		十九及附未滿	四七	三八
	精練セザルモノ 雙絲經 單絲緯	十八・三分ノ一及附未滿	六一	四七
		二十四及附未滿	六三	三八
		十九及附未滿	七一	四二
		二十四及附未滿	七八	四七
		十七及附未滿	六二	四七
		十九及附未滿	七五	四四
		十七及附以上	七〇	四〇
		十九及附以上	七五	四四
	精練又ハ染色シタルモノ 雙絲經 三本緯	十五及附未滿	七〇	五四
		十五及附以上	七八	五二
	精練又ハ染色シタルモノ 雙絲經 單絲緯	二本緯十五及附未滿	六〇	六〇
		三本緯十五及附未滿	九八	五二
		二本緯十五・三分ノ二及附未滿	四〇	四〇
		二本緯十五・三分ノ一及附未滿	四二	四二
		二本緯十八及附未滿	四七	四〇
		二本緯十八・三分ノ一及附未滿	四七	四二
		二本緯二十及附未滿	四七	四五
		二本緯二十二及附未滿	四七	四七
		二本緯二十四及附未滿	四七	四八
		二本緯二十五・三分ノ二及附未滿	四七	四九
		二本緯二十五・三分ノ一及附未滿	四七	五〇
		二本緯二十八及附未滿	四七	五二
		二本緯二十八・三分ノ一及附未滿	四七	五四
		二本緯三十及附未滿	四七	五五
		二本緯三十二及附未滿	四七	五七
		二本緯三十四及附未滿	四七	五八
		二本緯三十五・三分ノ二及附未滿	四七	六〇
		二本緯三十八及附未滿	四七	六二
		二本緯三十八・三分ノ一及附未滿	四七	六三
		二本緯四十及附未滿	四七	六五
		二本緯四十二及附未滿	四七	六七
		二本緯四十四及附未滿	四七	六八
		二本緯四十五・三分ノ二及附未滿	四七	七〇
		二本緯四十五・三分ノ一及附未滿	四七	七二
		二本緯四十八及附未滿	四七	七三
		二本緯四十八・三分ノ一及附未滿	四七	七五
		二本緯五十及附未滿	四七	七六
		二本緯五十二及附未滿	四七	七八
		二本緯五十四及附未滿	四七	七九
		二本緯五十五・三分ノ二及附未滿	四七	八一
		二本緯五十五・三分ノ一及附未滿	四七	八二
		二本緯五十八及附未滿	四七	八四
		二本緯五十八・三分ノ一及附未滿	四七	八五
		二本緯六十及附未滿	四七	八七
		二本緯六十二及附未滿	四七	八八
		二本緯六十四及附未滿	四七	九〇
		二本緯六十五・三分ノ二及附未滿	四七	九二
		二本緯六十五・三分ノ一及附未滿	四七	九三
		二本緯六十八及附未滿	四七	九五
		二本緯六十八・三分ノ一及附未滿	四七	九六
		二本緯七十及附未滿	四七	九八
		二本緯七十二及附未滿	四七	九九
		二本緯七十四及附未滿	四七	一〇一
		二本緯七十五・三分ノ二及附未滿	四七	一〇二
		二本緯七十五・三分ノ一及附未滿	四七	一〇四
		二本緯七十八及附未滿	四七	一〇五
		二本緯七十八・三分ノ一及附未滿	四七	一〇七
		二本緯八十及附未滿	四七	一〇八
		二本緯八十二及附未滿	四七	一一〇
		二本緯八十四及附未滿	四七	一一二
		二本緯八十五・三分ノ二及附未滿	四七	一一三
		二本緯八十五・三分ノ一及附未滿	四七	一一五
		二本緯八十八及附未滿	四七	一一六
		二本緯八十八・三分ノ一及附未滿	四七	一一八
		二本緯九十及附未滿	四七	一一九
		二本緯九十二及附未滿	四七	一二一
		二本緯九十四及附未滿	四七	一二二
		二本緯九十五・三分ノ二及附未滿	四七	一二四
		二本緯九十五・三分ノ一及附未滿	四七	一二五
		二本緯九十八及附未滿	四七	一二七
		二本緯九十八・三分ノ一及附未滿	四七	一二八
		二本緯百及附未滿	四七	一三〇
		二本緯百二及附未滿	四七	一三二
		二本緯百四及附未滿	四七	一三三
		二本緯百五・三分ノ二及附未滿	四七	一三五
		二本緯百五・三分ノ一及附未滿	四七	一三六
		二本緯百八及附未滿	四七	一三八
		二本緯百八・三分ノ一及附未滿	四七	一四〇
		二本緯百十及附未滿	四七	一四一
		二本緯百十二及附未滿	四七	一四三
		二本緯百十四及附未滿	四七	一四四
		二本緯百十五・三分ノ二及附未滿	四七	一四六
		二本緯百十五・三分ノ一及附未滿	四七	一四七
		二本緯百十八及附未滿	四七	一四九
		二本緯百十八・三分ノ一及附未滿	四七	一五〇
		二本緯百二十及附未滿	四七	一五二
		二本緯百二十二及附未滿	四七	一五三
		二本緯百二十四及附未滿	四七	一五五
		二本緯百二十五・三分ノ二及附未滿	四七	一五六
		二本緯百二十五・三分ノ一及附未滿	四七	一五八
		二本緯百二十八及附未滿	四七	一六〇
		二本緯百二十八・三分ノ一及附未滿	四七	一六一
		二本緯百三十及附未滿	四七	一六三
		二本緯百三十二及附未滿	四七	一六五
		二本緯百三十四及附未滿	四七	一六六
		二本緯百三十五・三分ノ二及附未滿	四七	一六八
		二本緯百三十五・三分ノ一及附未滿	四七	一六九
		二本緯百三十八及附未滿	四七	一七一
		二本緯百三十八・三分ノ一及附未滿	四七	一七二
		二本緯百四十及附未滿	四七	一七四
		二本緯百四十二及附未滿	四七	一七五
		二本緯百四十四及附未滿	四七	一七七
		二本緯百四十五・三分ノ二及附未滿	四七	一七八
		二本緯百四十五・三分ノ一及附未滿	四七	一八〇
		二本緯百四十八及附未滿	四七	一八一
		二本緯百四十八・三分ノ一及附未滿	四七	一八三
		二本緯百五十及附未滿	四七	一八四
		二本緯百五十二及附未滿	四七	一八六
		二本緯百五十四及附未滿	四七	一八七
		二本緯百五十五・三分ノ二及附未滿	四七	一八九
		二本緯百五十五・三分ノ一及附未滿	四七	一九〇
		二本緯百五十八及附未滿	四七	一九二
		二本緯百五十八・三分ノ一及附未滿	四七	一九三
		二本緯百六十及附未滿	四七	一九五
		二本緯百六十二及附未滿	四七	一九六
		二本緯百六十四及附未滿	四七	一九八
		二本緯百六十五・三分ノ二及附未滿	四七	一九九
		二本緯百六十五・三分ノ一及附未滿	四七	二〇一
		二本緯百六十八及附未滿	四七	二〇二
		二本緯百六十八・三分ノ一及附未滿	四七	二〇四
		二本緯百七十及附未滿	四七	二〇五
		二本緯百七十二及附未滿	四七	二〇七
		二本緯百七十四及附未滿	四七	二〇八
		二本緯百七十五・三分ノ二及附未滿	四七	二一〇
		二本緯百七十五・三分ノ一及附未滿	四七	二一一
		二本緯百七十八及附未滿	四七	二一三
		二本緯百七十八・三分ノ一及附未滿	四七	二一四
		二本緯百八十及附未滿	四七	二一六
		二本緯百八十二及附未滿	四七	二一七
		二本緯百八十四及附未滿	四七	二一九
		二本緯百八十五・三分ノ二及附未滿	四七	二二〇
		二本緯百八十五・三分ノ一及附未滿	四七	二二二
		二本緯百八十八及附未滿	四七	二二三
		二本緯百八十八・三分ノ一及附未滿	四七	二二五
		二本緯百九十及附未滿	四七	二二六
		二本緯百九十二及附未滿	四七	二二八
		二本緯百九十四及附未滿	四七	二二九
		二本緯百九十五・三分ノ二及附未滿	四七	二三一
		二本緯百九十五・三分ノ一及附未滿	四七	二三二
		二本緯百九十八及附未滿	四七	二三四
		二本緯百九十八・三分ノ一及附未滿	四七	二三五
		二本緯二百及附未滿	四七	二三七
		二本緯二百二及附未滿	四七	二三八
		二本緯二百四及附未滿	四七	二四〇
		二本緯二百五・三分ノ二及附未滿	四七	二四一
		二本緯二百五・三分ノ一及附未滿	四七	二四三
		二本緯二百八及附未滿	四七	二四四
		二本緯二百八・三分ノ一及附未滿	四七	二四六
		二本緯二百十及附未滿	四七	二四七
		二本緯二百十二及附未滿	四七	二四九
		二本緯二百十四及附未滿	四七	二五〇
		二本緯二百十五・三分ノ二及附未滿	四七	二五二
		二本緯二百十五・三分ノ一及附未滿	四七	二五三
		二本緯二百十八及附未滿	四七	二五五
		二本緯二百十八・三分ノ一及附未滿	四七	二五六
		二本緯二百二十及附未滿	四七	二五八
		二本緯二百二十二及附未滿	四七	二五九
		二本緯二百二十四及附未滿	四七	二六一
		二本緯二百二十五・三分ノ二及附未滿	四七	二六二
		二本緯二百二十五・三分ノ一及附未滿	四七	二六四
		二本緯二百二十八及附未滿	四七	二六五
		二本緯二百二十八・三分ノ一及附未滿	四七	二六七
		二本緯二百三十及附未滿	四七	二六八
		二本緯二百三十二及附未滿	四七	二七〇
		二本緯二百三十四及附未滿	四七	二七一
		二本緯二百三十五・三分ノ二及附未滿	四七	二七三
		二本緯二百三十五・三分ノ一及附未滿	四七	二七四
		二本緯二百三十八及附未滿	四七	二七六
		二本緯二百三十八・三分ノ一及附未滿	四七	二七七
		二本緯二百四十及附未滿	四七	二七九
		二本緯二百四十二及附未滿	四七	二八〇
		二本緯二百四十四及附未滿	四七	二八二
		二本緯二百四十五・三分ノ二及附未滿	四七	二八三
		二本緯二百四十五・三分ノ一及附未滿	四七	二八五
		二本緯二百四十八及附未滿	四七	二八六
		二本緯二百四十八・三分ノ一及附未滿	四七	二八八
		二本緯二百五十及附未滿	四七	二八九
		二本緯二百五十二及附未滿	四七	二九一
		二本緯二百五十四及附未滿	四七	二九二
		二本緯二百五十五・三分ノ二及附未滿	四七	二九四
		二本緯二百五十五・三分ノ一及附未滿	四七	二九五
		二本緯二百五十八及附未滿	四七	二九七
		二本緯二百五十八・三分ノ一及附未滿	四七	二九八
		二本緯二百六十及附未滿	四七	三〇〇
		二本緯二百六十二及附未滿	四七	三〇一
		二本緯二百六十四及附未滿	四七	三〇三
		二本緯二百六十五・三分ノ二及附未滿	四七	三〇四
		二本緯二百六十五・三分ノ一及附未滿	四七	三〇六
		二本緯二百六十八及附未滿	四七	三〇七
		二本緯二百六十八・三分ノ一及附未滿	四七	三〇九
		二本緯二百七十及附未滿	四七	三一〇
		二本緯二百七十二及附未滿	四七	三一二
		二本緯二百七十四及附未滿	四七	三一三
		二本緯二百七十五・三分ノ二及附未滿	四七	三一五
		二本緯二百七十五・三分ノ一及附未滿	四七	三一六
		二本緯二百七十八及附未滿	四七	三一八
		二本緯二百七十八・三分ノ一及附未滿	四七	三一九
		二本緯二百八十及附未滿	四七	三二一
		二本緯二百八十二及附未滿	四七	三二二
		二本緯二百八十四及附未滿	四七	三二四
		二本緯二百八十五・三分ノ二及附未滿	四七	三二六
		二本緯二百八十五・三分ノ一及附未滿	四七	三二七
		二本緯二百八十八及附未滿	四七	三二九
		二本緯二百八十八・三分ノ一及附未滿	四七	三三〇
		二本緯二百九十及附未滿	四七	三三二
		二本緯二百九十二及附未滿	四七	三三三
		二本緯二百九十四及附未滿	四七	三三五
		二本緯二百九十五・三分ノ二及附未滿	四七	三三六
		二本緯二百九十五・三分ノ一及附未滿	四七	三三八
		二本緯二百九十八及附未滿	四七	三三九
		二本緯二百九十八・三分ノ一及附未滿	四七	三四一
		二本緯三百及附未滿	四七	三四二
		二本緯三百二及附未滿	四七	三四四
		二本緯三百四及附未滿	四七	三四五
		二本緯三百五・三分ノ二及附未滿	四七	三四七
		二本緯三百五・三分ノ一及附未滿	四七	三四八
		二本緯三百八及附未滿	四七	三五〇
		二本緯三百八・三分ノ一及附未滿	四七	三五一
		二本緯三百十及附未滿	四七	三五三
		二本緯三百十二及附未滿	四七	三五四
		二本緯三百十四及附未滿	四七	三五六
		二本緯三百十五・三分ノ二及附未滿	四七	三五七
		二本緯三百十五・三分ノ一及附未滿	四七	三五九
		二本緯三百十八及附未滿	四七	三六〇
		二本緯三百十八・三分ノ一及附未滿	四七	三六二
		二本緯三百二十及附未滿	四七	三六三
		二本緯三百二十二及附未滿	四七	三六五
		二本緯三百二十四及附未滿	四七	三六六
		二本緯三百二十五・三分ノ二及附未滿	四七	三六八
		二本緯三百二十五・三分ノ一及附未滿	四七	三六九
		二本緯三百二十八及附未滿	四七	三七一
		二本緯三百二十八・三分ノ一及附未滿	四七	三七二
		二本緯三百三十及附未滿	四七	三七四
		二本緯三百三十二及附未滿	四七	三七五
		二本緯三百三十四及附未滿	四七	三七七
		二本緯三百三十五・三分ノ二及附未滿	四七	三七八
		二本緯三百三十五・三分ノ一及附未滿	四七	三八〇
		二本緯三百三十八及附未滿	四七	三八一
		二本緯三百三十八・三分ノ一及附未滿	四七	三八三
		二本緯三百四十及附未滿	四七	三八四
		二本緯三百四十二及附未滿	四七	三八六
		二本緯三百四十四及附未滿	四七	三八七
		二本緯三百四十五・三分ノ二及附未滿	四七	三八九
		二本緯三百四十五・三分ノ一及附未滿	四七	三九〇
		二本緯三百四十八及附未滿	四七	三九二
		二本緯三百四十八・三分ノ一及附未滿	四七	三九三
		二本緯三百五十及附未滿	四七	三九五
		二本緯三百五十二及附未滿	四七	三九六
		二本緯三百五十四及附未滿	四七	三九八
		二本緯三百五十五・三分ノ二及附未滿	四七	三九九
		二本緯三百五十五・三分ノ一及附未滿	四七	四〇一
		二本緯三百五十八及附未滿	四七	四〇二
		二本緯三百五十八・三分ノ一及附未滿	四七	四〇四
		二本緯三百六十及附未滿	四七	四〇五
		二本緯三百六十二及附未滿	四七	四〇七
		二本緯三百六十四及附未滿	四七	四〇八
		二本緯三百六十五・三分ノ二及附未滿	四七	四一〇
		二本緯三百六十五・三分ノ一及附未滿	四七	四一一
		二本緯三百六十八及附未滿	四七	四一三
		二本緯三百六十八・三分ノ一及附未滿	四七	四一四
		二本緯三百七十及附未滿	四七	四一六
		二本緯三百七十二及附未滿	四七	四一七
		二本緯三百七十四及附未滿	四七	四一九
		二本緯三百七十五・三分ノ二及附未滿	四七	四二〇
		二本緯三百七十五・三分ノ一及附未滿	四七	四二二
		二本緯三百七十八及附未滿	四七	四二三
		二本緯三百七十八・三分ノ一及附未滿	四七	四二五
		二本緯三百八十及附未滿	四七	四二六
		二本緯三百八十二及附未滿	四七	四二八
		二本緯三百八十四及附未滿	四七	四二九
		二本緯三百八十五・三分ノ二及附未滿	四七	四三一
		二本緯三百八十五・三分ノ一及附未滿	四七	四三二
		二本緯三百八十八及附未滿	四七	四三四
		二本緯三百八十八・三分ノ一及附未滿	四七	四三五
		二本緯三百九十及附未滿	四七	四三七
		二本緯三百九十二及附未滿	四七	四三八
		二本緯三百九十四及附未滿	四七	四四〇
		二本緯三百九十五・三分ノ二及附未滿	四七	四四二
		二本緯三百九十五・三分ノ一及附未滿	四七	四四三
		二本緯三百九十八及附未滿	四七	四四五
		二本緯三百九十八・三分ノ一及附未滿	四七	四四六
		二本緯四百及附未滿	四七	四四八
		二本緯四百二及附未滿	四七	四四九
		二本緯四百四及附未滿	四七	四五一
		二本緯四百五・三分ノ二及附未滿	四七	四五二
		二本緯四百五・三分ノ一及附未滿	四七	四五四
		二本緯四百八及附未滿	四七	四五五
		二本緯四百八・三分ノ一及附未滿	四七	四五七
		二本緯四百十及附未滿	四七	四五八
		二本緯四百十二及附未滿	四七	四六〇
		二本緯四百十四及附未滿	四七	四六一
		二本緯四百十五・三分ノ二及附未滿	四七	四六三
		二本緯四百十五・三分ノ一及附未滿	四七	四六四
		二本緯四百十八及附未滿	四七	四六六
		二本緯四百十八・三分ノ一及附未滿	四七	四六七
		二本緯四百二十及附未滿	四七	四六九
		二本緯四百二十二及附未滿	四七	四七〇
		二本緯四百二十四及附未滿	四七	四七二
		二本緯四百二十五・三分ノ二及附未滿	四七	四七三
		二本緯四百二十五・三分ノ一及附未滿	四七	四七五
		二本緯四百二十八及附未滿	四七	四七六
		二本緯四百二十八・三分ノ一及附未滿	四七	四七八
		二本緯四百三十及附未滿	四七	四七九
		二本緯四百三十二及附未滿	四七	四八一
		二本緯四百三十四及附未滿	四七	四八二
		二本緯四百三十五・三分ノ二及附未滿	四七	四八四
		二本緯四百三十五・三分ノ一及附未滿	四七	四八五
		二本緯四百三十八及附未滿	四七	四八七
		二本緯四百三十八・三分ノ一及附未滿	四七	四八八
		二本緯四百四十及附未滿	四七	四九〇
		二本緯四百四十二及附未滿	四七	四九一
		二本緯四百四十四及附未滿	四七	四九三
		二本緯四百四十五・三分ノ二及附未滿	四七	四九四
		二本緯四百四十五・三分ノ一及附未滿	四七	四九六
		二本緯四百四十八及附未滿	四七	四九七
		二本緯四百四十八・三分ノ一及附未滿	四七	四九九
		二本緯四百五十及附未滿	四七	五〇〇
		二本緯四百五十二及附未滿	四七	五〇二
		二本緯四百五十四及附未滿	四七	五〇三
		二本緯四百五十五・三分ノ二及附未滿	四七	五〇五
		二本緯四百五十五・三分ノ一及附未滿	四七	五〇六
		二本緯四百五十八及附未滿	四七	五〇八
		二本緯四百五十八・三分ノ一及附未滿	四七	五〇九
		二本緯四百六十及附未滿	四七	五一一
		二本緯四百六十二及附未滿	四七	五一二
		二本緯四百六十四及附未滿	四七	五一四
		二本緯四百六十五・三分ノ二及附未滿	四七	五一五
		二本緯四百六十五・三分ノ一及附未滿	四七	五一七
		二本緯四百六十八及附未滿	四七	五一八
		二本緯四百六十八・三分ノ一及附未滿	四七	五二〇
		二本緯四百七十及附未滿	四七	五二一
		二本緯四百七十二及附未滿	四七	五二三
		二本緯四百七十四及附未滿	四七	五二四
		二本緯四百七十五・三分ノ二及附未滿	四七	五二六
		二本緯四百七十五・三分ノ一及附未滿	四七	五二七
		二本緯四百七十八及附未滿	四七	五二九
		二本緯四百七十八・三分ノ一及附未滿	四七	五三〇
		二本緯四百八十及附未滿	四七	五三二
		二本緯四百八十二及附未滿	四七	五三三
		二本緯四百八十四及附未滿	四七	五三五
		二本緯四百八十五・三分ノ二及附未滿	四七	五三六
		二本緯四百八十五・三分ノ一及附未滿	四七	五三八
		二本緯四百八十八及附未滿	四七	五三九
		二本緯四百八十八・三分ノ一及附未滿	四七	五四一
		二本緯四百九十及附未滿	四七	五四二
		二本緯四百九十二及附未滿	四七	五四四
		二本緯四百九十四及附未滿	四七	五四五
		二本緯四百九十五・三分ノ二及附未滿	四七	五四七
		二本緯四百九十五・三分ノ一及附未滿	四七	五四八
		二本緯四百九十八及附未滿	四七	五五〇
		二本緯四百九十八・三分ノ一及附未滿	四七	五五一
		二本緯五百及附未滿	四七	五五三

品種		密度	
		緯絲數	經絲數
輸出羽二重	一本經一本緯	二・八分ノ五及附未滿	木以上七五	木以上五〇
		三・八分ノ一及附未滿	七五	五二
		三・八分ノ一及附以上	七五	五五
	一本經二本緯	四・四分ノ一及附未滿	七五	六二
		五・四分ノ一及附以上	八〇	六四
	二本經一本緯	四・四分ノ一及附未滿	七五	六二
		五・四分ノ一及附以上	八〇	六四
	二本經二本緯	六・四分ノ三及附未滿	八〇	六二
		六・四分ノ三及附以上	八〇	六七
輸出綾羽二重	一本經一本緯	六及附未滿	七五	七〇
		六及附以上	七五	七五
	一本經二本緯	六・二分ノ一及附未滿	七五	六〇
		六・二分ノ一及附以上	七五	六二
	二本經一本緯	七及附未滿	七五	七〇
		七及附以上	七五	七五
	二本經二本緯	七及附未滿	七五	七〇
		七及附以上	七五	七〇
綾羽二重	一本經一本緯	五及附未滿	七五	七〇
		五及附以上	七五	七五
	一本經二本緯	五及附未滿	七五	七〇
		五及附以上	七五	六五
	二本經一本緯	七及附未滿	七五	七〇
		七及附以上	七五	七五
	二本經二本緯	七及附未滿	七五	七〇
		七及附以上	七五	七五

第二十四條ノ三　輸出絹織物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ織物ノ兩耳端ニ經絲トシテ綠色絹絲四本以上ヲ織込ミタルモノニ非ザレバ合格タルコトヲ得ズ但シ特殊ノ輸出絹織物ニシテ輸出絹織物檢査所長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　輸出羽二重及輸出生絹綉子並ニ其ノ類似品ニシテ本絹絲以外ノ絲類ヲ使用シタルモノ

二　輸出縮緬及輸出壁並ニ其ノ類似品ニシテ本絹絲及輸出「スパンクレープ」並ニ其ノ類似品ニシテ本絹絲、節絲及家蠶繊維ノミヲ以テ紡綉シタル絹紡綉絲以外ノ絲類ヲ使用シタルモノ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ樣式第五號ノ二ノ申請書ヲ提出スベシ

二　勅附左表ノ數ニ滿タザルモノ

品種		勅附	備考
單絲經	二本緯	九〇	六〇
	三本緯	九〇	五二
平羽二重		二・八分ノ一	
綾羽二重		四	
絞羽二重	一本經三・四分ノ三二本經五・二分ノ一		
輸出生絹綉子三	經緯縮緬四・四分ノ一		四勅以上四・四分ノ三勅附未滿ノ一本經一本緯ノモノニシテ五分間ノ經絲數八二本以上緯絲五六本以上ヲ有シ品位特ニ優良ナルモノニ限リ本表ノ勅附ノ數ニ滿タザルモ合格ト爲ス
輸出縮緬	其ノ他ノ縮緬五・四分ノ三		
輸出綉紬	一本經七 二本經十一	漂白シタルモノ十三・二分ノ一 精練シタルモノ十四・三分ノ一	糊料ヲ施サザルモノハ本表ノ勅附ノ數ヨリ其ノ百分ノ十五少キヲ勅ダズ
輸出富士綉			

第二十五條中「柄物ヲ除キタル」ヲ「第一種輸出絹織物中柄物ヲ除キタル」ニ、「輸出富士綉ノ合格品」ヲ「輸出富士綉（染色シタルモノヲ除ク）ノ合格品」ニ、「輸出羽二重（輸出綾羽二重ヲ除ク）」ヲ「輸出羽二重」ニ改メ、「輸出綾羽二重ニシテ品位羽子板格以上ニ相當スル原絲ヲ使用セザルモノ」ヲ削リ、第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　五分間ノ經絲又ハ緯絲ノ密度左表ノ數ニ滿タザル箇所多キモノ但シ輸出絹織物檢査所長ニ於テ製織上左表ニ依リ難シト認メタルモノヲ除ク

品種		密度	
		緯絲數	經絲數
輸出羽二重	一本經一本緯	二・八分ノ五及附未滿	木以上七五	木以上五〇
		三・八分ノ一及附未滿	七五	五二
		三・八分ノ一及附以上	七五	五五
	一本經二本緯	四・四分ノ一及附未滿	七五	六二
		五・四分ノ一及附以上	八〇	六四
	二本經一本緯	四・四分ノ一及附未滿	七五	六二
		五・四分ノ一及附以上	八〇	六四
	二本經二本緯	六・四分ノ三及附未滿	八〇	六二
		六・四分ノ三及附以上

第840号 本文

輸出生絹繻子	一本經一本緯	四匁附未滿	八〇	六〇
		五匁附未滿	一一三	五六
		五・二分ノ一匁附未滿	一三〇	六七
		五・二分ノ一匁附以上	一三八	七〇
	一本經二本緯	六・二分ノ一匁附以上	一三八	六六
	二本經一本緯	八匁附未滿	一〇七	六六
	二本經二本緯	七・二分ノ一匁附以上	一〇七	六二
輸出絹紬	一本經一本緯	十一匁附未滿	五八	五六
	一本經二本緯	十一匁附未滿	五八	五三
	二本經二本緯	十三匁附未滿	四六	四四
		十五匁附未滿	四六	四六
	二本經三本緯	十五匁附未滿	四六	三八
		十五匁附以上	四六	四〇
	二本經四本緯	十五匁附以上	四六	三四
	三本經二本緯	十五匁附未滿	三八	四六
	三本經三本緯	十五匁附未滿	三八	三八
		十五匁附以上	三八	四〇
	三本經四本緯	十五匁附以上	三八	三四
輸出富士絹	雙絲經	十七匁附未滿	六五	四七
		十九匁附未滿	六〇	四四
		二十四匁附未滿	五一	四〇
	單絲經	十七匁附未滿	八一	四七
		十九匁附未滿	七五	四四
		二十四匁附未滿	六六	四〇

第二十六條　第二種輸出絹織物ニシテ左表ノ製織規格ニ依ラザルモノハ合格タルコトヲ得ズ但シ製織上左表ニ依リ難キモノニシテ輸出絹織物檢查所長ノ許可ヲ受ケタルモノ及十七匁附以上ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

品種	組織	主ナル地合 整理後ノ匁附	經絲 原料	經絲 絲數（五分間）	經絲 引込數（筬一羽ノ）	緯絲 原料	緯絲 絲數（五分間）	備考
輸出「タフタ」	平織	九・二分ノ一匁附以上十七匁附未滿	本練諸撚本絹絲	一二〇本以上	三本以上	本練本絹絲	一本緯五八本以上 引揃緯四六本以上	十四匁附以上ノモノ又ハ經絲數一六〇本以上ノモノハ本表ノ緯絲數ヨリ八本少キヲ妨ゲズ
輸出平琥珀	平織	十一・二分ノ一匁附以上十七匁附未滿	本練諸撚本絹絲	一三二本以上	三本以上又ハ引揃二本以上	本練本絹絲	一本緯五八本以上 引揃緯四六本以上	一 耳帶ヲ附スルコトヲ要ス 二 十四匁附以上ノモノ又ハ經絲數一六〇本以上ノモノハ本表ノ緯絲數ヨリ八本少キヲ妨ゲズ 三 引揃ノ經絲ヲ用フルモノハ本表ノ經絲數ニ依ラザルコトヲ得
輸出練絹繻子	繻子織	九・二分ノ一匁附以上十七匁附未滿	本練諸撚本絹絲	一二〇本以上	三本以上	本練本絹絲	一本緯六〇本以上 引揃緯五六本以上	一 變リ地組織ノモノヲ含ム 二 金屬絲ノ縫取ヲ施シタルモノニ限リ本表ノ緯絲數ヨリ二本（十三・二分ノ一匁附未滿ノモノニ在リテハ六本）少キヲ妨ゲズ
輸出本甲斐絹	平織	九・二分ノ一匁附以上十二・三分ノ一匁附未滿	本練諸撚本絹絲	八〇本以上 八八本以下	二本	本練本絹絲	一本緯五二本以上 引揃緯四八本以上	金屬絲ノ縫取ヲ施シタルモノニ限リ本表ノ緯絲數ヨリ二本少キヲ妨ゲズ
輸出玉甲斐絹	平織	九・二分ノ一匁附以上十二・三分ノ一匁附未滿	本練諸撚本絹絲又ハ節絲	八〇本以上 八八本以上	二本	本練又ハ半練節絲	四八本以上	耳帶ヲ附スルコトヲ要ス
輸出片甲斐絹	平織	五・二分ノ一匁附以上八・二分ノ一匁附未滿	本練又ハ半練片撚本絹絲	五六本以上 六四本以下	二本	本練又ハ半練本絹絲	四八本以上	經絲ニ製織上必要ナル限度ニ於テ生灑粉ヲ施スコトヲ妨ゲズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第六號ノ申請書ヲ提出スベシ

第二十七條　輸出絹織物ノ合格品ニハ合格印章ヲ押捺ス

染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」以外ノ輸出絹織物ノ合格品ニハ前項ノ印章ノ外左ノ印章ヲ押捺ス

一　第一種輸出絹織物（輸出富士絹、輸出「スパンクレープ」錫及鹽類ヲ施用シタル輸出縮緬ヲ除ク）及輸出片「パレスクレープ」、輸出絓絹、節絲ヲ使用シタル輸出縮緬及輸出壁並ニ野蠶紡績絲ヲ使用シタル輸出絹紬ニ付テハ長、幅及量目ヲ表示スル印章、其ノ他ノモノニ付テハ長及幅ヲ表示スル印章

二　瑕疵、汚染又ハ胴切アルコトヲ表示スル印章

同條第二項中「輸出練絹織物中英領印度又ハ南洋諸島向ノ「タフタ」、平琥珀、練絹繻子及甲斐絹ニシテ前條第一項第二號」ヲ「第二種輸出絹織物中前條」ニ、「前項」ヲ「前二項」ニ改ム

第二十八條中「第一項」ヲ「第二項」ニ改ム

第二十九條中「精練シタル輸出生絹織物及輸出練絹織物」ヲ「輸出絹織物」ニ改ム

第三十二條中「輸出生絹織物」ヲ「輸出絹織物」ニ改ム

第三十三條　輸出羽二重、輸出生絹繻子、輸出絓絹、輸出壁、輸出絹紬、輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ニハ錫鹽類、糖分及土粉ヲ施用スルコトヲ得ズ但シ染色シタルモノニ付テハ錫鹽類ヲ施用スルコトヲ妨ゲズ

輸出縮緬ニハ糖分及土粉ヲ施用スルコトヲ得ズ

前二項ノ織物ニハ漂白助劑トシテ使用スル場合ノ外「マグネシウム」鹽類ヲ施用スルコトヲ得ズ

第三十四條第一項中「輸出生絹織物」ヲ「輸出絹織物」ニ改ム

第三十五條第一項中「輸出縮緬」ノ下ニ「（染色シタルモノヲ除ク）」ヲ加ヘ、「一端」ヲ「兩端」ニ改メ、第二項ヲ削ル

第三十五條ノ二　前條ノ規定ニ依リ押捺シタル印章又ハ第四十三條若ハ第四十九條ノ規定ニ依リ附シタル證票若ハ記號ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ抹消、除却又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ

第三十六條　削除

第四十一條中「輸出薄絹、」ヲ削ル

第四十七條ノ二　精練業者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月ノ品種別精練高ヲ商工大臣ニ屆出ヅベシ

第四十九條中「第四十三條」ノ下ニ「及第四十七條ノ二」ヲ加フ

附　則

本令ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ依リ新ニ第六條ノ檢查ヲ受クルコトヲ要スベキモノト爲リタル輸出絹織物ニシテ本令施行前ニ製織シタルモノハ本令施行ノ日ヨリ一月内ニ輸出絹織物檢查所ノ認定ヲ受ケ本令施行ノ日ヨリ六月間第六條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得

様式第五號ノ二

申請書

左記輸出絹織物ニ付絲色絹絲ノ織込ヲ免除相成度此段及申請候也

年　月　日　住所　氏名（名稱）印

輸出絹織物檢查所長宛

記

一　品種

一　原料ノ種類

一　織物ノ長幅及量目

一　數量

一　事由

様式第六號中「輸出練絹織物」ヲ削ル

様式第六號ノ二

四寸

一寸六分

備考

一　青色ヲ用フルコト但シ織物地色ノ關係上不明瞭トナル場合ニ限リ赤色ヲ用フルコト

二　BYノ次ニハ合格品ヲ切斷シタル者ノ氏名又ハ名稱ヲローマ字ヲ以テ表示スルコト

別表

印章様式

一　合格印章

イ　第一種輸出絹織物中柄物ヲ除キタル輸出羽二重、輸出生絹繻子、輸出絹紬及輸出富士絹（染色シタルモノヲ除ク）ノ合格印章（一等ニハ赤色ヲ、二等ニハ青色ヲ用フ）

三寸五分　二寸四分

ロ　第一種輸出絹織物中輸出羽二重柄物、輸出生絹繻子柄物、輸出縮緬（錫鹽類ヲ施用シタルモノヲ除ク）、輸出壁、輸出絹紬柄物、輸出富士絹柄物（染色シタルモノヲ除ク）、輸出「スパンクレープ」（染色シタルモノヲ除ク）及第二種輸出絹織物ノ合格印章（赤色ヲ用フ）

三寸五分　二寸四分

ハ　第三種輸出絹織物（染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ヲ除ク）及錫鹽類ヲ施用シタル輸出縮緬ノ合格印章（青色ヲ用フ）

三寸三分　二寸二分

ニ　染色シタル輸出富士絹及輸出「スパンクレープ」ノ合格印章（青色ヲ用フ）

三寸三分　二寸二分

二　第二十七條第二項第一號ノ印章（赤色ヲ用フ）

イ　長幅量目ノ印章

ロ　長幅ノ印章

備考

LENGTH ノ次ニハ長（LONG）、WIDTH ノ次ニハ幅（WIDTH）、WEIGHT ノ次ニハ量目（WEIGHT）ニ相當スル數ヲアラビヤ文字ヲ以テ表示ス

三　及附印章（赤色ヲ用フ）

備考

國内ニハ第二十七條第三項ニ依ル及附ニ相當スル數ヲアラビヤ文字ヲ以テ表示ス

四　不合格印章（黒色ヲ用フ）

五　取疵、汚染及胴切ノ印章（黒色ヲ用フ）

イ　取疵印章

ロ　汚染印章

ハ　胴切印章

六　取消ノ印章（黒色ヲ用フ）

イ　數字取消印章（二分）

ロ　其ノ他ノ取消印章

備考

印章ノ色ハ織物地色ノ關係上不明瞭トナル場合ニ限リ他ノ色ヲ用フ

（參照）

昭和二年十二月二日工商令第十二號檢出絹織物取締法施行規則抄錄

第二條　絹絲ト稱スルハ本絹絲、紡絲、絹紡絲絲ヲ謂フ

第三條　檢出生絹織物ト稱スルハ檢出絹織物中檢出羽二重、檢出生絹縮子、檢出薄絹、檢出結絹、檢出縮緬、檢出壁、檢出絹紡野蠶紡績絲ヲ使用シタルモノヲ含ム及檢出富士絹ヲ謂フ

檢出薄絹ニシテ三二分ノ一及附以上ノモノハ之ヲ檢出羽二重ト看做ス

第四條　檢出絹織物ト稱スルハ精練シタル絹絲ヲ使用シタル檢出絹織物ヲ謂フ

第六條　精練シタル檢出生絹織物及檢出絹織物ハ檢出絹織物檢查所ノ檢查ニ合格シタルモノニ非ザレバ鋏利ノ目的ヲ以テ之ヲ檢出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　染色シタル檢出生絹織物

二　染色シタル檢出生絹織物

手巾「マフラー」類ノ捕製ノ生地

三　檢出絹紬ニシテ野蠶纖維以外ノ纖維ヲ混綿紡績シタル野蠶紡績絲ヲ使用シタルモノ

四　檢出富士絹ニシテ家蠶纖維以外ノ纖維ヲ混綿紡績シタル絹紡績絲ヲ使用シタルモノ

五　檢出富士絹ニシテ家蠶纖維以外ノ纖維ヲ混綿紡績シタル絹紡績絲ヲ使用シタルモノ

第七條第一項

前條ノ檢查ニ不合格ト爲リタルモノト雖モ其ノ仕向地又ハ用途ニ依リ檢出絹織物ノ聲價ヲ害スル虞ナキ場合ニ限リ商工大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ檢出スルコトヲ得

第十六條第一項

檢查完了品ハ檢出絹織物檢查所ノ指示ニ從ヒ檢查請求者ニ於テ所外ニ搬出スベシ檢查未了品及檢出絹織物ノ整理前檢查濟品ニ付亦同ジ此ノ場合ニ於テハ檢查未了品搬出認ヲ以テ之ヲ爲ス

第十八條　第六條ノ檢查ハ左ノ各號ニ揭グル事項ニ付之ヲ行フ

（左記略ス）

第二十二條第二項

柄物ヲ除キタル檢出羽二重、檢出生絹縮子、檢出絹袖（野蠶紡績絲ヲ使用シタルモノヲ除ク）及檢出富士絹ノ合格ハ之ヲ一等及二等ニ分ツ

第二十三條　檢出綫絹織物ニシテ整理ヲ行フモノハ整理ノ前後二回檢查ヲ行ヒ合格及不合格ヲ決定ス

第二十四條　精練シタル檢出生絹織物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ合格タルコトヲ得ズ

一　檢出羽二重、檢出生絹縮子及檢出薄絹ニシテ本絹絲以外ノ絲類ヲ、檢出絹紬、檢出縮緬及檢出壁ニシテ本絹絲又ハ節絲以外ノ絲類ヲ交織シタルモノ

檢出絹袖ニシテ野蠶絲及野蠶紡績絲以外ノ絲類ヲ交織シタルモノ

檢出富士絹ニシテ絹紡績絲以外ノ絲類ヲ交織シタルモノ

檢出綿及檢出壁ニシテ節絲ヲ交織シタルモノ但シ其ノ織物ノ兩端ヨリ一寸以上ノ所ニ於テ綠色絹絲ヲ以テ幅一分以上ノ一線ヲ織込ミタルモノヲ除ク

檢出絹紬ニシテ野蠶紡績絲ノミヲ以テ製織シタルモノ又ハ野蠶紡績絲ヲ交織シタルモノ但シ其ノ織物ノ兩耳端ニ綠色絹絲四本以上ヲ經絲トシテ織込ミタルモノヲ除ク

二　五分間ノ經絲又ハ緯絲ノ密度左表ノ數ニ滿タザル箇所多キモノ

（左表略ス）

三　左表ノ及附ニ滿タザルモノ

（左表略ス）

四　原絲又ハ織物ニ增量ヲ施シタルモノ但シ檢出絹紬ニシテ整理ノ爲織物ノ量目ノ百分ノ十五以下ノ糊料ヲ施シタリト認ムルモノヲ除ク

五　其ノ他品位劣等ナルモノ

第二十五條　柄物ヲ除キタル檢出羽二重、檢出生絹縮子、檢出絹紬及檢出富士絹ノ合格品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ一等タルコトヲ得ズ

一　檢出羽二重（檢出綫絹二重ヲ除ク）及檢出生絹紬子ニシテ品位最優等格以上ニ相當スル原絲ヲ使用セザルモノ

檢出綫絹二重ニシテ品位羽子板格以上ニ相當スル原絲ヲ使用セザルモノ

檢出絹紬ニシテ經絲ニ海城一等格、緯絲ニ海城二等格以上ニ相當スル原絲ヲ使用セザルモノ

檢出富士絹ニシテ三銘格以上ニ相當スル原絲（紅梅、桐葉、都鳥、白二鷹等）ヲ使用セザルモノ

二　五分間ノ經絲又ハ緯絲ノ密度左表ノ數ニ滿タザル箇所多キモノ

（左表略ス）

第二十六條　檢出綫絹織物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ合格タルコトヲ得ズ

一　原絲又ハ織物ニ增量ヲ施シタルモノ但シ製織上必要ナル限度ヲ超過セザル糊料又ハ整理ノ爲織物ノ量目ノ百分ノ五以下ノ糊料ヲ施シタリト認ムルモノヲ除ク

二　英領印度又ハ南洋諸島向ノ「タフク」、平號項、綫絹綺子及甲要絹ニシテ左表ノ製織規格ニ依ラザルモノ但シ技術上左表ニ依リ難キモノニシテ製織著手前豫メ檢出綫絹織物檢查所長ノ許可ヲ受ケタルモノ及十七及附以上ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

（左表略ス）

三　其ノ他品位劣等ナルモノ

前項第二號ノ許可ヲ受ケントスル者ハ樣式第六號ノ申請書ヲ提出スベシ

第二十七條　精練シタル檢出生絹織物及檢出綫絹織物ノ合格品ニハ合格印章ノ外左ノ印章ヲ押捺ス

一　檢出富士絹及檢出綫絹織物ニ付テハ長及幅ヲ、其ノ他ノモノニ付テハ長、幅及量目ヲ表示スル爲ノ長幅及量目ノ印章

二　英仕立ノモノニシテ一端ヲ現出スルモノニ在リテハ織物ノ終末ヲ表示スル爲ノ終印章

三　取疵、汚染又ハ胴切アルコトヲ表示スル爲ノ疵疵、汚染及胴切ノ印章

檢出綫絹織物中英領印度又ハ南洋諸島向ノ「タフク」、平號項、綫絹綺子及甲要絹ニシテ前條第一項第二號ノ製織規格ニ依リタルモノノ合格品ニシテ六、八、十、十二、二十四及十六ノ各及附（上目五分千目五分ノ範圍ヲ含ム）モノニ付テハ前項ニ揭グル印章ノ外其ノ及附ヲ表示スル爲ノ及附印章ヲ押捺ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一　金屬絲ヲ使用シタルモノ

二　縫取ヲ施シタルモノ

三　主タル地合ト著シク密度ヲ異ニセル部分アルモノ

第二十八條　前條第一項第一號ノ印章中ニ表示スベキ長ニ付テハ二分ノ一碼幅ニ付テハ二分ノ一吋ニ滿タザル端數ハ之ヲ切捨ツ

第二十九條　精練シタル檢出生絹織物及檢出綫絹織物ノ不合格品ニハ不合格印章ヲ押捺ス

第三十條　檢出生絹織物ニハ增量ノ目的ヲ以テ水分ヲ附著セシムルコトヲ得ズ

第三十三條　檢出生絹織物ニハ「マグネシウム」鹽類（錫鹽類、糖分及土砂ヲ施用スルコトヲ得ズ但シ檢出綫絹及染色シタル檢出生絹織物ニ付テハ錫鹽類ヲ施用スルコトヲ妨ゲズ

第三十四條第一項

錫鹽類ヲ施用スル者ハ工場每ニ帳簿ヲ備ヘ錫鹽類施用ノ檢出生絹織物ニ付四每ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

（左記略ス）

第三十五條　檢出綿綸ニ錫鹽類ヲ施用シタル者ハ其ノ織物ノ一端ニ樣式第七號ノ印章ヲ押捺スベシ

前項ノ印章ハ正常ノ理由ナクシテ之ヲ抹消、除却又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ

第三十六條　製織後精練ヲ要スル檢出綢織物ニシテ第一號乃至二號又ハ第四號ニ該當スルモノニ在リテハ織物ノ兩耳端ニ經絲トシテ綠色絹絲四本以上ヲ、第三號ニ該當スルモノニ在リテハ織物ノ兩端ニ緯絲トシテ綠色絹絲四本以上ヲ織込ミタルモノニ在リテハ織物ノ兩端ヨリ一寸以上ノ所ニ於テ幅一分以上ノ一線ヲ織込ムベシ

一　野蠶絲、野蠶紡績絲及野蠶紡績絲ニ野蠶絲及野蠶紡績絲ヲ交織シタルモノ

二　綢紬絲ニ本絹絲、節絲、絹紡絲絲以外ノ絲類ヲ交織シタルモノ

三　綢紬絲絲又ハ野蠶絲若ハ野蠶紡績絲ニ本絹絲又ハ節絲ヲ交織シタルモノ

四　家蠶纖維ニ家蠶纖維以外ノ纖維ヲ混綿紡績シタル綢紬絲ヲ使用シタルモノ又ハ野蠶纖維ニ野蠶纖維以外ノ纖維ヲ混綿紡績シタル野蠶紡績絲ヲ使用シタルモノ

第三十一條　精練業者ハ左ニ揭グル設備及方法又ハ之ト同等以上ノ設備及方法ニ依リ精練ヲ爲スベシ

三　檢出羽二重、檢出薄絹、檢出結絹、檢出生絹綺子又ハ檢出富士絹ノ仕上ゲニ付テハ落吹機ノ外「ロール」又ハ幅出乾燥機

第四十九條　第四十條乃至第四十三條ノ規定ハ染色業者ニ付之ヲ準用ス

告示

◎陸軍省告示第二十九號

昭和五年見習醫官約五名ヲ召募ス依テ志願者ハ左ノ通心得ベシ但シ昭和五年ニ於テハ見習藥劑官ハ召募セズ

昭和四年十月十六日

陸軍大臣　宇垣　一成

一　志願者ノ資格及年齡

衛生部幹部候補生

二　醫師法第一條第一項各號ノ一ニ該當スル者ニシテ昭和五年三月三十一日ニ於ケル年齡三十二年未滿ノ者

二　願書類

昭和四年十二月二十日迄ニ志願票ニ戸籍謄本（願出ノ際交付ヲ受クルモノ）及學校卒業證明書（醫師法第一條第一項第二號ニ該當スル者ニ在リテハ合格證書寫）ヲ添ヘ陸軍部外ヨリノ志願者ニ在リテハ志願者現住地所管師團軍醫部長（千葉醫科大學ノ志願者ニ在リテハ近衛師團軍醫部長）ニ、陸軍部内ヨリノ志願者ニ在リテハ之ヲ所屬部隊長ニ提出スベシ但シ願書類ヲ提出スルトキ未ダ學校ヲ卒業セザル者ニシテ昭和五年三月三十一日迄ニ卒業見込ノ者ハ當該學校長ノ卒業見込證明書ヲ添附シ又在卒業シタルトキハ卒業證明書ヲ遲ニ志願票ヲ提出シタル師團軍醫部長ニ提出スベシ

志願票用紙ハ現住地所管師團軍醫部ニ請求（郵送ノ場合ハ二錢切手貳枚）スベシ

許可 8410 ㊞

◎司法省告示第三十三號

熊本縣阿蘇郡北小國村役場備附ノ戸籍簿中左記ノ戸籍滅失シタリ

昭和四年十月十六日　司法大臣　子爵　渡邊千冬

熊本縣阿蘇郡北小國村大字北里五百二十一番地　戸主　木附富夫

◎農林省告示第二百六十號

埼玉縣北足立郡戸塚新田兩村聯合獵區ニ於ケル狩獵法施行規則第三十二條ノ三ノ規定ニ依ル狩獵停止ノ件昭和四年十月十五日左ノ通認可シタリ

昭和四年十月十六日　農林大臣　町田忠治

狩獵停止期間　自昭和四年十月十五日　至昭和五年四月十五日

◎農林省告示第二百六十一號

奈良縣山邊郡東里村豊原村靑葉山獵區ニ於ケル承諾料變更ノ件昭和四年十月十五日左ノ通認可シタリ

昭和四年十月十六日　農林大臣　町田忠治

承認料　一人一日　五圓

◎遞信省告示第二千七百七十七號

昭和四年十月二十一日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

名稱	位置
奥津郵便局	岡山縣苫田郡奥津村

◎遞信省告示第二千七百七十八號

大正三年十一月遞信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

呼出區域	呼出受持局所
一、岡山縣　苫田郡　奥津村　大字奥津、同上ノ段、同南奥津、同奥津川西　字中分、同細田、同方丈寺	奥津

◎遞信省告示第二千七百七十九號

明治三十九年六月遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

市外通話區域	一通話時ノ普通通話料
奥津　黒木（美作）間	金十錢
同　寺元間	金十錢
同　津山間	金十五錢
同　岡山間	金二十五錢
同　弓削（美作）間	金二十錢
同　誕生寺間	金二十錢
同　龜甲間	金二十錢
同　久米（美作）間	金十五錢
同　桑村間	金十五錢
同　坪井（美作）間	金十五錢
同　落合（美作）間	金二十錢
同　久世間	金十五錢
同　勝山（美作）間	金二十錢
同　加茂（美作）間	金十錢
同　上加茂間	金十五錢
同　楢間	金十五錢
同　廣戸間	金十五錢
同　行方間	金二十錢
同　林野間	金二十錢
同　北和氣間	金二十錢
同　大戸（美作）間	金二十錢
同　久木間	金二十錢
同　勝間田間	金二十錢

◎遞信省告示第二千七百八十號

大正四年勅令第二百十五號ニ基ク請願ニ依リ昭和四年十月二十一日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

名稱	位置
菱田郵便局	鹿兒島縣囎唹郡大崎村

◎遞信省告示第二千七百八十一號

大正三年十一月遞信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

呼出區域	呼出受持局所
一、鹿兒島縣　囎唹郡　大崎村　大字菱田　字菱田、同地藏、同正坂、同在鄕、同岡下、同神領　字高尾、同春日、同押切、同通山　西志布志村　大字野井倉	菱田

◎遞信省告示第二千七百八十二號

明治三十九年六月遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

市外通話區域	一通話時ノ普通通話料
菱田　志布志間	金十錢
同　大崎（大隅）間	金五錢
同　串良間	金十錢
同　鹿屋間	金十五錢
同　岩川間	金十五錢
同　都城間	金二十錢
同　福島（日向）間	金十五錢
同　鹿兒島間	金二十五錢
同　柏原（大隅）間	金十錢
同　姶良間	金十五錢
同　高山（大隅）間	金十錢
同　大姶良間	金二十錢
同　高須（大隅）間	金二十錢
同　神川間	金二十錢
同　大根占間	金二十錢
同　小根占間	金二十錢
同　新城（大隅）間	金二十錢
同　垂水間	金二十錢
同　高隈間	金十五錢
同　百引間	金十五錢
同　本城平間	金十五錢
同　都井間	金二十錢
同　細田間	金二十錢
同　飫肥間	金二十錢
同　宮崎（日向）間	金二十五錢
同　高城町間	金二十錢
同　高原（日向）間	金二十五錢
同　高崎（日向）間	金二十五錢
同　小林間	金二十五錢
同　財部間	金二十錢
同　末吉（大隅）間	金十五錢
同　松山（大隅）間	金十錢
同　庄内間	金二十錢

◎遞信省告示第二千七百八十三號

明治三十九年六月遞信省告示第二百六十四號市外通話區域中左ノ通改正シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

市外通話區域
東京　鳥取間
同　奈良間
同　津間
同　堺間
同　岡山間
同　下關（長門）間
同　廣島間
中野（武藏）　津間
同　大阪間
同　神戸（攝津）間
王子　津間
同　岡山間
同　大阪間
同　神戸（攝津）間
同　松阪間
世田ケ谷　津間
同　神戸（攝津）間
同　松阪間
蒲田　神戸（攝津）間
同　松阪間
玉川　神戸（攝津）間
荻窪　大阪間
荏原　津間
同　岐阜間
同　神戸（攝津）間
同　大阪間
相良　京都間
東京　松阪間
同　大垣間
大森（武藏）　大阪間
同　神戸（攝津）間
同　京都間

◎遞信省告示第二千七百八十四號

左記私設無線電信ハ昭和四年十月十五日限リ廢止ノ旨屆出アリタリ

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

關係告示	施設者名	機器裝置場所
昭和三年七月遞信省告示第千八百七號	藤田富藏	汽船信濃川丸

◎遞信省告示第二千七百八十五號

昭和四年十月十五日限リ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「信濃川丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

◎遞信省告示第二千七百八十六號

昭和四年十月十四日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「妙高丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
妙義丸託送（ミョウギマルタクソウ）（共同漁業株式會社妙義丸）	JWWB	各海岸局及各船舶局	和文電報

◎遞信省告示第二千七百八十七號

大正三年十一月遞信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

呼出區域	呼出受持局
一、京都府　船井郡　五ケ莊村　大字田原　字廻淵、胡麻　大字保野田　字下保野田、殿田	殿田

◎遞信省告示第二千七百八十八號

左記私設無線電信無線電話ノ施設ノ目的及使用周波數（波長）ヲ下記ノ通變更ヲ許可セリ

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

關係告示	施設者名	機器裝置場所
大正十五年一月遞信省告示第十九號	澤入又十	帆船海徳丸

右變更事項

一、施設ノ目的　無線電信法第二條第一號、第三號及第六號ニ依リ航行ノ安全、電報送受及漁撈ニ關スル通信ニ使用

二、使用周波數（波長）　無線電信　可聽持續電波五百「キロサイクル」（六百「メートル」）、同千三百六十四「キロサイクル」（二百二十「メートル」）　持續電波千三百六十四「キロサイクル」（二百二十「メートル」）　無線電話　千三百六十四「キロサイクル」（二百二十「メートル」）

◎遞信省告示第二千七百八十九號

左記私設無線電信機器裝置船舶ノ定繫港ヲ下記ノ通變更ノ旨屆出アリタリ

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

關係告示	施設者名	機器裝置場所	舊定繫港	新定繫港
大正十三年一月遞信省告示第七十七號	島谷商船株式會社	汽船笠所丸	神戸	小樽
同十五年十一月同第二千百四十九號	同	同春日丸	同	同
同年同月同第二千百四十號	同	同平野丸	同	同
同年同月同第二千百四十二號	同	同佐川丸	同	同
同年同月同第二千百四十四號	同	同常盤丸	同	同
同年同月同第二千百四十五號	同	同高岡丸	同	同
同年同月同第二千百四十六號	同	同富山丸	同	同

◎遞信省告示第二千七百九十號

左記私設無線電信ハ昭和四年十月十七日限リ廢止ノ旨屆出アリタリ

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

關係告示	施設者名	機器裝置場所
昭和四年四月遞信省告示第千二百七號	大連汽船株式會社	汽船ガード丸

◎遞信省告示第二千七百九十一號

昭和四年十月十七日限リ左記電信取扱所ヲ廢止ス但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記郵便局之ヲ承繼ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

名稱	位置	承繼局
ガード丸無線電信取扱所	大連汽船株式會社所屬汽船ガード丸	神戸郵便局

◎遞信省告示第二千七百九十二號

昭和四年十月十七日限リ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「ガード丸」ノ項ヲ削除ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

◎遞信省告示第二千七百九十三號

大正十四年九月遞信省告示第千四百四十號外國小包郵便料金表第一　郵便料金ノ部中英國殖民地及屬地（一）亞細亞ノ部「サラワク」ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

項目	
（一）名宛國	「ブルュネイ」（Brunei）
（二）種別	海峽殖民地小包
（三）經由國	海峽殖民地
（四）差立郵船	日船
郵便料　聯合條約ニ依ルモノ　（五）一「キロ」グラム」迄（圓、錢）	
郵便料　聯合條約ニ依ルモノ　（六）五「キロ」グラム」迄（圓、錢）	
郵便料　特別條約ニ依ルモノ　（七）三百六十八匁（三封度）迄（圓、錢）	一・五「キログラム」迄　・七二
郵便料　特別條約ニ依ルモノ　（八）八百四十匁（七封度）迄（圓、錢）	三「キログラム」迄　一・二六
郵便料　特別條約ニ依ルモノ　（九）一貫三百二十匁（十一封度）迄（圓、錢）	五「キログラム」迄　一・八〇
（十）小包各箇ニ要スル税關告知書ノ枚數（枚）	一
（十一）[illegible]	
價格表記　（十二）金額制限（法（金））	
價格表記　（十三）表記料（三百法（金）又ハ其ノ端數毎ニ）（圓、錢）	
（十四）代金引換ノ金額制限及表示貨幣（第三備考參照）	
（十五）到達證	
（十六）別配達	
（十七）附註	

◎遞信省告示第二千七百九十四號

昭和四年十月二十一日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

名稱	位置
汐首郵便局	北海道渡島國龜田郡戸井村

◎遞信省告示第二千七百九十五號

大正三年十一月遞信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

呼出區域	呼出受持局所
一、北海道　渡島國　龜田郡　戸井村　大字小安村　字汐首	汐首

◎遞信省告示第二千七百九十六號

明治三十九年六月遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日　遞信大臣　小泉又次郎

市外通話區域	一通話時ノ普通通話料
汐首　戸井間	金五錢
同　函館間	金十五錢
同　桔梗間	金二十錢
同　大沼間	金二十錢
同　錢龜澤間	金十錢
同　石崎間	金十錢
同　尻岸内間	金十錢
同　古武井間	金十錢
同　椴法華間	金十五錢
同　森（渡島）間	金二十五錢
同　八雲間	金二十五錢
同　大野（渡島）間	金二十錢
同　江差間	金二十五錢
同　上磯間	金二十五錢
同　茂邊地間	金二十錢

第 840 号　本文

第840号 本文

同 渡島當別間 金二十五錢
同 泉澤間 金二十五錢
同 木古内間 金二十五錢
同 知内間 金二十五錢
同 福島（渡島）間 金二十五錢
同 福山（渡島）間 金二十五錢
同 札幌間 金八十錢
同 小樽間 金七十五錢
同 室蘭間 金四十五錢
同 壽都間 金四十五錢
長 同 青森間 金四十五錢

◎遞信省告示第二千七百九十七號

明治三十九年六月遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年十月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日 遞信大臣 小泉又次郎

市外通話區域 一通話時ノ普通通話料
壽都 余別間 金二十五錢
同 眞狩別間 金二十五錢
同 留壽都間 金二十五錢
同 東倶知安間 金二十五錢
同 喜茂別間 金二十五錢
同 尻毛間 金七十五錢
同 留萌間 金八十錢
同 珊内間 金二十五錢
同 深川（石狩）間 金七十錢
同 砂川間 金六十五錢
同 追分（膽振）間 金六十五錢
同 栗山（石狩）間 金六十錢
同 幌別（膽振）間 金二十五錢
同 昆布間 金二十錢
同 蘭越間 金二十錢
同 仁木間 金二十五錢
同 赤井川間 金二十五錢
黒松内 倶知安間 金二十五錢
同 前田（後志）間 金二十五錢
同 發足間 金二十錢
同 後志泊間 金二十五錢
同 盃間 金二十五錢
同 神恵内間 金二十五錢
同 小澤間 金二十五錢
同 余市間 金二十五錢
函館 南尻別間 金四十五錢
同 納内間 金一圓

◎遞信省告示第二千七百九十八號

明治三十九年六月遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年十月十六日 遞信大臣 小泉又次郎

市外通話區域 一通話時ノ普通通話料
金谷（遠江） 奥津（駿河）間 金二十五錢
長 長坂（甲斐） 上田間 金二十五錢
同 靜岡間 金三十錢
長 同 大阪間 金一圓
同 横須賀（相模）間 金五十錢
同 飯田（信濃）間 金二十五錢
同 中野（武藏）間 金四十錢
同 千葉間 金五十五錢
同 立川間 金二十五錢
同 王子間 金四十五錢
同 世田ケ谷間 金四十五錢
同 蒲田間 金四十五錢
同 大森（武藏）間 金四十五錢
同 荏原間 金四十五錢
同 沼津間 金二十五錢
同 千住間 金四十五錢
下館 行田間 金二十五錢
同 羽生間 金二十五錢
同 加須間 金二十錢
同 岡崎（三河）間 金一圓
阿見 古河間 金二十五錢
同 礎濱間 金二十五錢
同 鉾田間 金二十錢
同 眞壁間 金二十錢
同 日立鑛山間 金二十五錢
同 久慈濱間 金二十五錢
同 守谷間 金二十錢
同 岩間（常陸）間 金二十錢
同 宍戸間 金二十錢
同 赤塚（常陸）間 金二十錢
同 羽鳥間 金十五錢
同 大穂間 金十五錢
同 成田間 金二十錢
同 松戸間 金二十錢
同 木更津間 金二十五錢
同 世田ケ谷間 金二十五錢
同 船橋間 金二十五錢
同 館山間 金五十錢
同 立川間 金二十五錢
同 濱松間 金八十五錢
原市（上野） 岩下間 金二十錢
同 箱島間 金二十錢
同 大戸間 金二十錢
同 川原湯間 金二十錢
同 長野原間 金二十錢
同 草津（上野）間 金二十錢
同 大笹間 金二十錢
同 川崎（武藏）間 金四十錢
同 八王子間 金二十五錢
同 王子間 金三十錢
同 荏原間 金三十五錢
同 千住間 金三十錢
同 赤羽間 金二十五錢
同 蒲田間 金三十五錢
同 荻窪間 金三十五錢
同 世田ケ谷間 金三十五錢
同 府中間 金二十五錢
同 練馬間 金二十五錢
同 秩父間 金二十錢
同 兒玉間 金二十錢
同 深谷間 金二十錢
同 羽生間 金二十五錢
同 行田間 金二十五錢
同 川口（武藏）間 金二十五錢
同 川越間 金二十五錢
同 大宮（武藏）間 金二十五錢
同 浦和間 金二十五錢
同 小諸間 金二十錢
同 岩村田間 金二十錢
同 丸子間 金二十五錢
同 沓掛間 金二十錢
同 臼田間 金二十錢
同 野澤（信濃）間 金二十錢
同 御代田間 金二十錢
同 坂城間 金二十五錢
同 力石間 金二十五錢
同 別所間 金二十五錢
同 田中（信濃）間 金二十五錢
同 松本間 金二十五錢
同 岡谷間 金二十五錢
同 大屋間 金二十五錢
同 宇都宮間 金三十五錢
同 足利間 金二十五錢
同 日光間 金四十錢
同 栃木間 金二十五錢
同 佐野（下野）間 金二十五錢
同 福居間 金二十五錢
同 太田（上野）間 金二十五錢
同 館林間 金二十五錢
同 鬼石間 金二十錢
同 境（上野）間 金二十錢
同 尾島間 金二十五錢
同 國定間 金二十錢
同 小泉間 金二十五錢
同 熊谷間 金二十五錢

正誤

遞信書記官

本年八月九日遞信省告示第二千二百五十七號中二五八頁三段「同　今福（肥前）間」ハ「同　今宿間」本月三日同第二千六百八十號中田原局特別加入區域ノ部三四頁下段初行「南恩中」ハ「同南恩中」同九日同第二千七百十五號中區域ノ部十八行「縱二尺五寸」ハ「縱二尺横二尺五寸」ノ執モ誤

本月十二日農林省告示第二百五十三號中二八五頁四段二十行「一、三六三」ハ「一、三六一二」二八六頁一段終ヨリ八行「一六四」ハ「一四六」同三段三十一行「大森」ハ「大林」ノ執モ誤植

敍任及辭令

◎昭和四年十月十日

敍勳七等授瑞寶章 正七位勳八等 清水武次郎

◎昭和四年十月十四日

任海軍特務中尉 海軍特務少尉正七位勳六等 平田權三郎

◎昭和四年十月十五日

東北帝國大學教授從五位 松本彥七郎
同 拔山 平一
（各通） 同 伏屋儀一郎
東京文理科大學教授從五位 田中 寬一
陞敍高等官二等
任海軍事務官 海軍書記勳七等 磐田幾太郎
敍高等官七等
任海軍技師 海軍技手勳七等 大上 小市
敍高等官七等
任東京帝國大學助教授 深津 了藏
敍高等官七等
任航空研究所技師 山本 峰雄
敍高等官七等

任京都帝國大學教授 京都帝國大學助教授陸軍輜重兵少尉正六位 野津龍三郎
敍高等官四等
任京都帝國大學助教授 塚原 仲光
敍高等官七等
任新潟醫科大學助教授 新潟醫科大學助手 伊藤 泰一
敍高等官七等
（各通） 石中 廣次 / 大場 千秋
任水戶高等學校教授
敍高等官七等
任熊本高等工業學校教授 柴野 義雄
敍高等官五等
任秋田鑛山專門學校教授 陸軍工兵伍長 藤村 義樹
敍高等官七等
兼任遞信局事務官 通信事務官正六位勳五等 田邊 俊雄
敍高等官四等
兼任遞信局事務官 通信事務官從六位勳五等 中村義太郎
敍高等官五等
兼任遞信局事務官 通信事務官從七位 深川 太郎
敍高等官七等
兼任臺灣總督府事務官 臺灣總督府專賣局參事正六位 渡部慶之進
兼任臺灣總督府專賣局參事 專賣局參事從五位勳六等 涌井直次郎
敍高等官三等
任關東廳法院判官 判事正六位 安田 忠治
敍高等官四等
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭正六位 增田 綱夫
公立中學校長ニ任ス
高等官三等ヲ以テ待遇セラル
公立中學校教諭從六位 丸山龜之助
公立中學校長ニ任ス
高等官四等ヲ以テ待遇セラル
（各通） 師範學校教諭兼香川縣立坂出高等女學校教諭從六位 重藤 省一 / 公立中學校教諭從六位 古河 亙
公立高等女學校長ニ任ス
高等官四等ヲ以テ待遇セラル

（各通） 公立高等女學校教諭從六位 中村久太郎 / 從六位 宇古 則一
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭ニ任ス
高等官五等ヲ以テ待遇セラル
公立高等女學校長從六位 重藤 省一
公立高等女學校教諭ニ兼任ス
高等官五等ヲ以テ待遇セラル
公立中學校長正六位勳六等 渡邊 信夫
公立實業學校長ニ任ス
高等官四等ヲ以テ待遇セラル
公立實業學校教諭從六位 茂田井順平
公立實業學校長兼公立實業學校教諭ニ任ス
高等官五等ヲ以テ待遇セラル
（各通） 群馬縣高崎市高崎中央尋常高等小學校訓導兼校長群馬縣高崎市高崎商工補習學校教諭勳八等 荻原 彥吉 / 群馬縣利根郡池田尋常高等小學校訓導兼校長群馬縣利根郡池田實業補習學校教諭勳八等 林 胤
公立實業學校長ニ兼任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル
長岡高等工業學校教授從七位 飛永 甚治
公立實業學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル
從七位勳八等 伊藤 坦
地方農林主事ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル
長崎縣農林技手陸軍步兵少尉正八位 兼本 盛光
地方農林技師ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

（各通） 九州帝國大學教授 君島 武男 / 松江高等學校長 河合 義文
陞敍高等官一等
資源局事務官 小西千比古
山口及福岡ノ二縣下ヘ出張ヲ命ス
文部次官 中川 健藏
教員檢定委員會會長被仰付
學校衞生調査會會長被仰付
（各通） 臺灣總督府師範學校教諭 野上 英一 / 休職臺東廳長 齋藤 透
依願免本官

（各通） 公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭 櫻木安次郎 / 公立實業學校長兼公立實業學校教諭 中島 東一
願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス
地方農林技師 儀間禮太郎
陞シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル
（各通） 同 與儀 正榮 / 臺灣土木技師 石黑 弘毅
願ニ依リ本職ヲ免ス（以上十月十日內閣）
掌典子爵 小出 英延
別格官幣社靖國神社例祭ニ付勅使トシテ參向被仰付
御歌所長子爵 入江 爲守
昭和五年歌會始題者點者被仰付
（各通） 御歌所參候子爵 町尻 量弘 / 御歌所參候 外山 且正
昭和五年歌會始奉行被仰付
子爵松前勝廣家督相續人 松前 正廣
襲爵被仰付（以上十月十日宮內省）
公使館一等書記官 上田仙太郎
ペルシア國在勤ヲ命ス（十月十日外務省）
佐世保海兵團教官兼分隊長海軍少佐 倉員仁一郎
補佐世保鎭守府出仕（十月十日海軍省）
海軍技師 中西 春三
賜十一級俸
補吳海軍工廠附（十月十日同）
白鷹水雷長兼分隊長海軍技師 太原 進
吳鎭守府附被仰付
陸奧分隊長海軍大尉 稻田 良人
補敷波艤裝員（以上十月十日同）
京都帝國大學教授 黑正 巖
滿洲ヘ出張ヲ命ス（十月十日文部省）
東京帝國大學助教授 深津 了藏
本俸十一級俸下賜
補航空研究所所員
航空研究所所員職務俸金四百圓下賜
京都帝國大學教授 野津龍三郎
本俸九級俸下賜
理學部勤務ヲ命ス
化學第三講座擔任ヲ命ス
京都帝國大學助教授 塚原 仲光
本俸九級俸下賜
職務俸金六百圓下賜
醫學部勤務ヲ命ス

新潟醫科大學助教授 伊藤 泰一
本俸十一級俸下賜
職務俸金貳百圓下賜
熊本高等工業學校教授 柴野 義雄
七級俸下賜
（各通） 水戶高等學校教授 石中 廣次 / 同 大場 千秋
十級俸下賜
航空研究所技師 山本 峰雄
（各通） 秋田鑛山專門學校教授 藤村 義樹
十一級俸下賜
公立中學校長 丸山龜之助
長野縣木曾中學校長ニ補ス
同 山崎織治郎
長野縣諏訪中學校長ニ補ス
公立中學校長兼公立中學校教諭 大谷 德馬
長野縣野澤中學校長兼長野縣野澤中學校教諭ニ補ス
公立中學校長 增田 綱夫
佐賀縣立鹿島中學校長ニ補ス
同 板倉 操平
鹿兒島縣立川邊中學校長ニ補ス
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭 中村久太郎
兵庫縣三木高等女學校長兼兵庫縣三木高等女學校教諭ニ補ス
同 宇古 則一
名古屋市立第二高等女學校長兼名古屋市立第二高等女學校教諭ニ補ス
同 重藤 省一
香川縣立大川高等女學校長兼香川縣立大川高等女學校教諭ニ補ス
公立高等女學校長 吉河 亙
佐賀縣立武雄高等女學校長ニ補ス
公立實業學校長 荻原 彥吉
群馬縣高崎市高崎商工補習學校長ニ補ス
同 林 胤吉
群馬縣利根郡池田實業補習學校長ニ補ス
同 渡邊 信夫
長野縣長野商業學校長ニ補ス
公立實業學校長兼公立實業學校教諭 茂田井順平
岩手縣立花卷農學校長兼岩手縣立花卷農學校教諭ニ補ス
公立實業學校教諭 飛永 甚治
茨城縣立工業學校教諭ニ補ス（以上十月十日同）

第840号 本文

地方技師　竹中　武吉
第三回福島縣役馬共進會審査長ヲ囑託ス
（十月十日農林省）

地方統計主事　高木廷次郎
新潟縣統計主事ニ補ス
同　岩名　昇
青森縣統計主事ニ補ス（以上十月十日農林省、商工省）

鐵道局技師　秦　喜代次
大阪鐵道局勤務ヲ命ス
同　齋藤　勇
大阪鐵道局鷹取工場長兼務ヲ命ス（以上十月十日鐵道省）

朝鮮總督府郡守　鈴木　友厚
六級俸下賜
忠淸南道燕岐郡在勤ヲ命ス（十月十日朝鮮總督府）
朝鮮公立實業學校長　野口　直喜
六級俸下賜（十月十日同）

關東廳事務官　石川　銀藏
警務局勤務ヲ命ス
同　日下　辰太
關東廳普通試驗委員ヲ命ス
關東廳文官普通懲戒委員ヲ命ス
旅順工科大學助教授　松塚　清人
職務俸七百圓下賜
補旅順工科大學學生監（以上十月十三日關東廳）

公立高等女學校教諭　竹田　敏泰
年功加俸年額金百五拾六圓下賜（十月十二日長崎縣）
（咨通）
師範學校教諭　三戸　宣光
公立高等女學校教諭　川内　泉
公立中學校長　梅田　廣治
年功加俸年額金百參拾貳圓下賜
師範學校教諭　永井　直夫
年功加俸年額金百八拾圓下賜

公立高等女學校教諭　藤谷　義彦
年功加俸年額金百六拾八圓下賜（以上十月十三日
同）
公立中學校教諭　山内　常雄
六級俸當分千八百五拾圓下賜（十月十二日廣島縣）
學校衞生技師　毛利　元隆
七級俸下賜（十月十二日宮崎縣）

正誤

昨十五日本欄三五三頁二段北村南洲生及山本さ多ノ辭令日附「三十一日」ハ「三十日」ノ誤植

彙報

○官廳事項

◎轉任　地方事務官岩男仁藏ハ去月五日大分縣屬ニ轉任セリ

◎官吏死去　朝鮮總督府中樞院參議崔錫夏ハ本年八月二十七日、海軍特務中尉正七位勳六等平田權三郎ハ本月十四日孰モ死去セリ

司法及警察

◎公證人死亡　釧路地方裁判所所屬公證人退職判事小谷野鉚作ハ本月四日死去セリ

◎功勞記章付與　關東廳巡査巡査部長吉田悌璽ハ去月三十日午後十時十分大連市千代田廣場密行警戒中犯人逮捕ニ關シ功勞拔群警察官一般ノ龜鑑タルヲ以テ同日關東長官ハ明治四十三年勅令第四百三十八號ニ依リ警察官吏及消防官吏功勞記章ヲ付與セリ

○陸海軍

◎第三師團經理部伊良湖派出所設置　第三師團經理部伊良湖派出所ヲ本月十五日愛知縣渥美郡福江町大字中山字小中山ニ設置シ同日ヨリ事務ヲ開始セリ（陸軍省）

○財政

◎國債額　昭和四年九月中ニ於ケル國債增減額左ノ如シ（大藏省）

名稱	八月末現在額	九月中發行額	九月中償還額	九月末現在額
	圓	圓	圓	圓
五分利公債	一、一七三、二六五、八五〇・〇〇〇	一五、一五七、一七五・〇〇〇	〇	一、一八八、四二三、〇二五・〇〇〇
特別五分利公債	二二〇、八三一、六〇〇・〇〇〇	〇	〇	二二〇、八三一、六〇〇・〇〇〇
甲號五分利公債	四一九、四〇一、五五〇・〇〇〇	〇	〇	四一九、四〇一、五五〇・〇〇〇
第一回四分利公債	一六九、四〇一、四〇〇・〇〇〇	〇	〇	一六九、四〇一、四〇〇・〇〇〇
第二回四分利公債	九五、七九二、九〇〇・〇〇〇	〇	〇	九五、七九二、九〇〇・〇〇〇
五分利國庫債券	二、三六〇、六三六、二二五・〇〇〇	八五、一八五、八〇〇・〇〇〇	六九、九九六、九五〇・〇〇〇	二、三七五、八二五、〇七五・〇〇〇
鐵道債券	七九、九九九、五〇〇・〇〇〇	〇	〇	七九、九九九、五〇〇・〇〇〇
臨時國庫證券	二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	〇
內國債計	四、四三九、三一九、〇二五・〇〇〇	一〇〇、三四二、九七五・〇〇〇	八九、九九八、九五〇・〇〇〇	四、四四九、六六三、〇五〇・〇〇〇
第一回四分利付英貨公債	九一、三三七、七四六・五〇〇（九、三五五、五〇〇磅）	〇	〇	九一、三三七、七四六・五〇〇（九、三五五、五〇〇磅）
第二回四分利付英貨公債	三三八、九〇六、八二二・六八〇（三三、四四六、三六〇磅）	〇	〇	三三八、九〇六、八二二・六八〇（三三、四四六、三六〇磅）
五分利付英貨公債	二三三、六七二、七四六・六六〇（二三、八〇七、八二〇磅）	〇	一九五・二六〇（二〇磅）	二三三、六七二、五五一・四〇〇（二三、八〇七、八〇〇磅）
四分利付佛貨公債	一六九、三六六、六八〇・〇〇〇（四三七、六五〇、〇〇〇法）	〇	〇	一六九、三六六、六八〇・〇〇〇（四三七、六五〇、〇〇〇法）
第三回四分利付英貨公債	一〇五、四二九、六六〇・七〇〇（一〇、七九八、九〇〇磅）	〇	〇	一〇五、四二九、六六〇・七〇〇（一〇、七九八、九〇〇磅）
六分半利付米貨公債	二七二、三四七、三九八・四〇〇（一三五、七六六、四〇〇弗）	〇	〇	二七二、三四七、三九八・四〇〇（一三五、七六六、四〇〇弗）
六分利付英貨公債	二四四、〇七五、〇〇〇・〇〇〇（二五、〇〇〇、〇〇〇磅）	〇	〇	二四四、〇七五、〇〇〇・〇〇〇（二五、〇〇〇、〇〇〇磅）
南滿洲鐵道株式會社英貨社債	一一七、一五六、〇〇〇・〇〇〇（一二、〇〇〇、〇〇〇磅）	〇	〇	一一七、一五六、〇〇〇・〇〇〇（一二、〇〇〇、〇〇〇磅）
外國債計	一、四五一、二九二、〇四四・九四〇	〇	一九五・二六〇	一、四五一、二九一、八四九・六八〇
合計	五、八九〇、六一一、〇六九・九四〇	一〇〇、三四二、九七五・〇〇〇	八九、九九九、一四五・二六〇	五、九〇〇、九五四、八九九・六八〇
外ニ				
米穀證券	三一、六七二、三六九・一六〇	〇	〇	三一、六七二、三六九・一六〇

（備考）內國債中臨時國庫證券ハ國債整理基金特別會計法第二條第三項ノ規定ニ依リ償還資金繰入ノ標準債額ヨリ除外セラルヽモノトス

◎貯金局事業概況　貯金局ニ於テ昭和四年九月中當局取扱ニ係ル爲替貯金事業ノ概況左ノ如シ（遞信省）

郵便貯金ハ前月末ニ比シ人員ニ於テ九万七千二百十三人、又金額ニ於テ二千八百一万千七百三十圓ヲ增加セリ」證券ハ前月末ニ比シ人員ニ於テ三千二百十六人、枚數ニ於テ二万三千四百十一枚、又金額ニ於テ三十万五千八百九十五圓ヲ減少セリ」郵便振替貯金ハ前月末ニ比シ人員ニ於テ三千百九十五人、又金額ニ於テ八十万八千百三十三圓ヲ減少セリ

種別			員數
郵便貯金	預入	新規人員	三二五、七四八人
		口數	八、二六八、九三八口
		金額	一一八、五二二、七九二圓
	拂戻	全拂人員	二二八、五三五人
		口數	二、二五〇、八二三口
		金額	九〇、八四一、〇六二圓
	現月末在	人員	三七、四二二、一九八人
		金額	二、〇〇六、三〇二、六七八圓

證券				
受入	新規人員			一四三人
	口數	購入		五六〇口
		保管		二一一口
	枚數	購入		一、三五〇枚
		保管		五四枚
	額面金額	購入		三六、六四五圓
		保管		八八五圓
拂出	全拂人員			三、三五九人
	口數	交付		一、九九六口
		賣却		九五二口
		償還		七、一九一口
	枚數	交付		一三、二二六枚
		賣却		四、〇六九枚
		償還		七、五二〇枚
	額面金額	交付		一八二、六二五圓
		賣却		七六、一五五圓
		償還		八四、六四五圓
現月末在	人員			九六七、一九九人
	枚數			五、〇〇六、九六五枚
	額面金額			八四、四一二、六七〇圓

種別			數
郵便振替貯金	加入人員		一、四九九人
	受入	口數	二、三八〇、一六〇口
		金額	八〇、三八〇、八四九圓
		口座振替 口數	一四三、〇九三口
		口座振替 金額	三九、九〇八、七〇七圓
	脫退人員		四、六九四人
	拂出	口數	一、一八〇、二六八口
		金額	八一、二一四、四七七圓
		口座振替 口數	一四二、四四三口
		口座振替 金額	三九、九三二、一二二圓
	現月末在	人員	二七〇、七一六人
		金額	四七、六七四、五二八圓
內國郵便爲替	振出	口數	二、六五七、一九六口
		金額	六五、一三九、六〇四圓
	拂渡	口數	二、六八九、〇一九口
		金額	六六、七四八、五二〇圓
外國郵便爲替	振出	口數	四、七八九口
		金額	二〇六、七四九圓
	振込	口數	九、二八九口
		金額	四四〇、五一一圓
年金恩給給與金拂渡		口數	二、六八三口
		金額	三二六、三三六圓
債券元利金拂渡		枚數	八八三、六六五枚
		金額	三、三一〇、四五〇圓
歲入金	遞信省及各殖民地所管	金額	二三、九一四、七四三圓
	其他各廳所管	口數	三一、五三二口
		金額	五、九三〇、七一九圓
歲出金	遞信省及各殖民地所管	口數	五六、九二三口
		金額	一〇、七二七、二〇六圓
	其他各廳所管	口數	七二、六五五口
		金額	八、一四二、四一〇圓

本計數ハ當局ニ於テ毎月末日ヲ區切リ計算セル概數ヲ掲ケタルモノニシテ朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋所在ノ各郵便局取扱ニ係ルモノヲ包含ス

本月郵便貯金預拂計數中ニ左記ヲ含ム

拂戻利子	一五九、七七八圓
證券償還金及利子	四四七、六七七圓
月掛貯金元加利子	一八、〇五〇圓
年度末元加利子	—
前期元加利子	五、四六五圓
年金恩給證書ニ依ル振替預入	一九六圓
證券購入ノタメ拂出	五五、一三三圓
沒入	—

○產業

◎獎勵金交付　青森縣產馬畜產組合聯合會ニ對シ牧野改良獎勵ノタメ金二千八百圓ヲ交付スル旨一昨十四日指令セリ（農林省）

◎補助金交付　佐賀縣ニ對シ同縣水產試驗場施行ノ蜊紅燒煮罐詰製造試驗ニ要スル經費ヲ補助スルタメ昭和四年度ニ於テ金千圓ヲ產業試驗費講習費國庫補助法ニ依リ交付スル旨一昨十四日指令セリ（農林省）

○衞生

◎關東傳染病報告　本件ニ關シ關東廳ヨリ左ノ如ク報告アリタリ（本月三日本欄內參看）（內務省）

地名	期間	病名	患者	死者
旅順警察署	自九月十五日至同二十八日	猩紅熱	四	
大連警察署	同	同	一〇	
小崗子警察署	同	同	一	
沙河口警察署	同	同	三	
營口警察署	同	同	三	
瓦房店警察署	同	同	三	
鞍山警察署	同	同	一	
奉天警察署	同	同	四	
鐵嶺警察署	同	同	一	
四平街警察署	同	同	一	
安東警察署	同	同	二	
關東廳管內本年初發以來累計		同	四三	

◎上海傳染病報告　本件ニ關シ在上海防疫官入倉榮暐ヨリ左ノ如ク報告アリタリ（本月十一日本欄內參看）（內務省）

地名	期間	病名	患者	死者
上海	自九月二十二日至同二十八日	猩紅熱	四	一
本年初發以來累計		同	九〇	六七

正誤

昨十五日本欄國庫歲入歲出現計ノ項中歲入臨時部三五八頁上段港灣施設費納付金ハ一字下ルヘキノ誤歲出經常部外務省ノ行「△一〇九、三三一」ハ「△一九〇、三三一」ノ誤（以上誤植）

在外公館報告

◎紐育絹織物市況　本件ニ關スル本月十三日著紐育駐在商務書記官首藤安人電報左ノ如シ（外務省）

絹織物市況一般閑散羽二重商談稍ミ活潑ニ强含ミ相場ハ當松六付三六物五十八仙半加賀赤四付三六物三十八仙半川俣匁四分ノ三付二十七仙半絹紬ハ當地在荷薄ト本邦高値ニ相場三十三仙見當ト爲リ賣行未タ渉々シカラサレト本邦相場永タ保合ヘハ次第ニ買進ムヘシ

◎傳染病報告　本件ニ關シ在間島日本帝國總領事館百草溝分館ヨリ左ノ如ク報告アリタリ（去月二十一日本欄內參看）

地名	期間	病名	患者	死者
百草溝	九月中	猩紅熱	二	
間島總領事館百草溝分館管內本年初發以來累計		同	四	一

本件ニ關シ在哈爾賓日本帝國總領事館ヨリ左ノ如ク報告アリタリ（同上）

地名	期間	病名	患者	死者
哈爾賓	九月中	猩紅熱	一五	
		痘瘡	一	
哈爾賓總領事館管內本年初發以來累計		〃	二九五	
		〃	四二	

本件ニ關シ在杭州日本帝國領事館ヨリ左ノ如ク報告アリタリ

地名	期間	病名	患者
杭州	九月中	「コレラ」	二五
杭州領事館管內本年初發以來累計		同	二五

本件ニ關シ在アレキサンドリヤ日本帝國總領事館ヨリ左ノ如ク報告アリタリ（去月二十一日本欄內參看）（以上內務省）

地名	期間	病名	患者	死者
カイロ	六月中	猩紅熱	八	一
アレキサンドリヤ總領事館管內本年初發以來累計		同	三一	一

觀象

◎全國氣象　十月十一日

（備考）氣温ノ一ハ氷點下ノ度ナリ「天氣」ノ○ハ快晴、◐ハ晴、◎ハ曇、●ハ雨、※ハ雪、⊙ハ霧、◎ハ雷雨ナリ」雨量ハ當日午前六時ヨリ翌日午前六時マテノ總量ナリ

地名	氣温（攝氏）最高	氣温（攝氏）最低	天氣 午前六時	天氣 午後六時	降水量（粍）
和歌山	20.2	16.0	○	●	3
大分	20.4	17.3	○	○	—
松山	20.6	16.1	○	○	—
多度津	19.7	15.3	○	○	—
廣島	21.3	13.7	○	○	—
岡山	20.7	13.9	○	○	—
神戸	19.6	15.5	○	—	—
大阪	20.5	14.9	○	○	—
京都	20.2	14.9	○	—	4
八木	20.4	13.3	○	○	—
長崎	19.2	15.2	○	○	—
佐賀	20.0	14.8	○	—	—
福岡	19.5	10.6	○	○	—
嚴原	21.3	14.7	○	—	—
下關	20.0	14.9	○	○	—
濱田	18.8	12.4	○	○	—
境	19.6	15.6	○	○	—
津	20.1	13.5	○	○	6
岐阜	20.7	14.2	○	—	—
名古屋	20.4	13.5	○	—	4
濱松	21.0	17.0	○	○	13
沼津	21.0	16.7	○	○	11
横濱	19.0	15.6	○	○	13
東京	19.8	15.5	○	○	6
熊谷	20.9	14.7	●	—	8
銚子	19.9	16.7	○	●	6
父島	30.3	26.2	◐	○	—
高山	15.4	10.2	○	○	5
敦田	17.2	13.4	○	—	—
松本	16.8	10.3	○	—	—
長野	16.7	10.9	○	○	10
甲府	19.4	14.0	○	○	—
前橋	19.6	14.0	○	○	3
宇都宮	19.6	13.9	○	○	—
福島	18.8	14.2	○	○	—
彦根	18.6	14.6	⊙	—	—
金澤	19.6	13.1	○	○	—
伏木	17.4	12.8	○	—	—
高田	16.9	14.4	○	—	8
新潟	15.8	12.8	○	—	1
山形	19.1	15.1	○	○	—
秋田	15.8	11.7	○	—	—
水戸	17.5	13.2	○	○	4
石卷	19.7	13.4	○	—	—
盛岡	17.7	12.4	○	○	—
宮古	16.8	10.6	○	○	—
青森	18.2	12.3	○	○	—
函館	15.6	9.8	◐	●	2
壽都	17.7	10.7	○	◐	—
札幌	15.0	8.8	○	—	6
羽幌	15.0	6.3	◐	○	3
[illegible]	13.9	9.7	●	—	5
パラオ	29.9	22.8	●	○	39
恒春	29.1	21.8	○	○	—
澎湖島	26.8	22.4	○	○	—
臺北	28.2	18.7	○	◐	—
[illegible]	24.3	22.7	○	○	—
鹿兒島	21.4	13.6	○	○	—
宮崎	19.8	15.5	○	○	—
熊本	21.9	15.3	○	○	—
高知	20.5	17.8	○	○	—
德島	19.8	15.5	○	—	6

地名	氣溫(攝氏)最高	最低	天氣 午前六時	午後六時	降水量(粍)
旭川	14.8	5.0	◎	○	10
浦河	16.5	9.8	○	⊕	1
帶廣	18.1	6.2	●	●	1
網走	17.0	6.1	◎	◐	—
釧路	15.6	9.0	⊙	—	—
根室	13.9	9.9	○	○	13
紗那	11.5	6.9	●	●	1
大泊	12.4	8.5	⊛	⊛	22
敷香	14.0	8.0	●	⊛	—
釜山	21.8	12.2	○	⊕	—
木浦	21.4	8.7	○	○	—
仁川	18.5	6.2	◎	○	—
江陵	19.0	9.8	○	○	—
元山	15.6	3.2	○	○	—
城津	16.6	3.2	○	⊕	—
雄基	13.6	6.2	○	◎	—
龍岩浦	16.7	3.2	○	⊕	—
大邱	19.1	10.1	○	○	—
營口	18.9	1.4	○	○	—
奉天	16.8	−0.1	○	◎	—
長春	11.9	−3.5	○	○	—
天津	19.1	9.8	○	○	—
青島	19.9	9.9	○	○	—
上海	22.8	15.9	◎	○	—

同 十二日

地名	氣溫(攝氏)最高	最低	天氣 午前六時	午後六時	降水量(粍)
バラオ	26.7	22.8	●	◎	18
恒春	28.9	20.5	○	○	—
澎湖島	27.2	22.0	○	○	—
臺北	28.4	16.8	◎	⊕	—
那覇	25.0	22.4	◎	○	—
鹿兒島	24.7	9.3	○	○	—
宮崎	23.9	9.4	○	○	—
熊本	23.0	9.1	○	—	—
高知	22.0	16.3	◎	○	—
德島	20.7	15.7	◎	◎	—
和歌山	21.3	13.6	○	○	—
大分	22.4	14.5	◎	○	—
松山	21.5	14.8	◎	○	—
多度津	21.0	13.3	○	⊕	—
廣島	22.3	12.8	◎	—	—
岡山	21.1	11.1	◎	○	—
神戸	20.4	15.7	◎	—	—
大阪	21.7	14.3	◎	○	—
京都	21.8	12.8	○	—	—
八木	20.5	12.2	◎	○	—
長崎	20.9	14.5	○	—	—
佐賀	21.1	13.8	◎	○	—
福岡	20.7	12.3	⊕	◎	—
嚴原	19.4	16.3	◎	◎	—
下關	22.2	14.0	○	○	—
濱田	18.3	13.7	○	○	—
境	19.4	15.3	●	○	—
津	20.1	12.4	○	—	—
岐阜	20.7	12.6	○	○	—
名古屋	19.4	11.9	●	⊛	4
濱松	18.0	13.3	○	—	—
沼津	17.4	13.6	●	●	2
横濱	16.4	12.0	●	●	9
東京	16.2	12.3	●	—	2
熊谷	16.7	12.3	○	●	—
銚子	18.0	13.6	⊛	○	8
父島	28.9	25.0	○	⊕	—
高山	15.7	5.8	●	—	2
飯田	15.2	10.6	○	—	—
松本	15.3	9.2	⊛	○	1
長野	16.8	9.4	○	○	—
甲府	15.1	10.8	○	○	—
前橋	16.6	11.7	○	○	—
宇都宮	16.2	11.8	○	○	—
福島	17.1	12.1	○	—	—
彦根	20.3	12.0	○	○	—
福井	20.0	10.5	○	—	—
金澤	18.6	11.8	○	○	—
伏木	18.7	15.2	○	—	—
高田	18.8	10.4	○	—	—
新潟	17.9	15.2	○	○	—
山形	17.1	9.2	○	—	—
秋田	19.4	9.0	○	○	3
水戸	15.5	11.6	⊛	—	—
石卷	16.8	10.9	○	○	—
盛岡	16.4	16.9	○	⊕	—
宮古	19.3	8.2	○	○	—
青森	17.3	7.7	⊕	⊕	—
函館	16.9	7.2	○	○	—
壽都	14.5	8.9	○	—	4
札幌	13.8	4.3	⊛	⊕	2
羽幌	12.8	5.7	●	—	—
旭川	14.1	4.7	○	⊕	—
浦河	18.0	9.1	○	○	—
帶廣	16.5	3.5	⊕	○	—
網走	11.8	6.7	○	⊕	—
釧路	14.6	5.5	○	—	—
根室	14.7	5.4	⊕	○	—
紗那	12.1	7.0	○	○	—
大泊	10.8	1.6	○	⊕	—
敷香	10.3	3.2	⊕	⊛	—
釜山	20.1	14.0	◎	⊕	—
木浦	23.0	11.5	○	○	—
仁川	20.8	9.5	○	○	—
江陵	19.4	8.3	◎	○	—
元山	16.6	5.7	◎	○	—
城津	16.8	5.7	⊕	◎	—
雄基	12.5	4.1	○	⊕	—
龍岩浦	19.0	5.0	◎	○	—
大邱	21.3	12.1	○	○	—
營口	20.5	8.2	○	○	—
奉天	20.3	4.6	◎	◎	—
長春	19.2	0.1	◎	◎	—
天津	21.8	11.2	○	○	—
青島	21.8	13.9	◎	◎	—
上海	24.7	13.4	○	○	—

◎東京氣象

十月十二日 天氣概況 雨

平均氣壓(海面ノ度) 七六〇・一粍
平均氣溫 一三・九度 平年ヨリ二・六度低シ
最高氣溫 一四・九度
最低氣溫 一三・三度
前五日間平均氣溫 一六・八度 平年ヨリ〇・一度低シ
平均濕度 八一%
平均水蒸氣張力 九・五粍
平均雲量 一〇・〇
日照時間 〇・〇時
平均風速度 四・四米
最大風速度 六・一米
最多風向 北
降水總量 一七・二粍
一時間最大降水量 四・二粍
記事 午前零時三十分ヨリ同七時三十分マテ、同四十七分ヨリ同八時十三分マテ、同九時四十五分ヨリ同五十二分マテ、午後三時四十分ヨリ翌日ニ亙リ降雨アリ

同 十三日 天氣概況 雨後曇

平均氣壓(海面ノ度) 七六〇・八粍
平均氣溫 一五・六度 平年ヨリ〇・七度低シ
最高氣溫 一九・一度
最低氣溫 一三・四度
前五日間平均氣溫 一六・二度 平年ヨリ〇・五度低シ
平均濕度 七三%
平均水蒸氣張力 九・四粍
平均雲量 一〇・〇
日照時間 一・二時
平均風速度 五・五米
最大風速度 七・六米
最多風向 北北西
降水總量 〇・五粍
一時間最大降水量 〇・四粍
記事 前日來ノ雨午前一時四十分歇ム午前十時五十五分ヨリ同十一時四十分マテ小雨アリ

(以上中央氣象臺)

正誤

本月四日土地收用公告欄神奈川縣ノ部三行「及借地權ノ設定土地」ノ九字ハ衍(報告誤)

神奈川縣書記官

廣告

◎收容貨物

左記貨物ハ收容後六箇月ヲ經過シタルモノニ付關稅法第五十條ニ依リ公告ス

昭和四年十月　神戸稅關

記號番號	品名	包裝箇數
L A Z / B & C	アラビヤゴム	一袋
B M / SHANGHAI	曹達	一袋
<T N> / C R	麥酒	二箱
	咖啡(見本)	一箱
ANGLO	獸骨	二袋
T. NAGARA & CO <T S>	醫療器	一箱
N/M	鐵製品	一箇
〃	帶鐵	一卷
GS OR SS / N/M	米	二袋
	木製通風器	二十箇
J LCG C	機械部分品	一箱
SC CFPP<NINHBINA>2 Co A 58	塗料	一樽
<SSM CU>130	縫衣機	一箱
C E<591>Co	金剛砂	三樽
A & B / CALKNS 279	同	一樽
DP & Co	藥品	一箱
C F G	油	一箱
B & B	電氣部分品	一箱
〃	同	一箱
S C	デキストリン	一袋
2169%/ N Y	機械部分品	一箱
H E 135/6	ラヂオ部分品	二箱
N/M	麻	一梱
ヤマトラヂオ	ラチオ	一箱
<A S>	セルロイド製品	一箱
TOYO TM OR N/M	鐵製品	三箇
H J H 25	葡萄酒	一箱
<F N P>	活動寫眞用フイルム	一箱
N/M	ワイヤロッド	一卷
MR G.KASAI	印刷物	十一箱
N/M	ワイヤロッド	一卷
〃	藺製蓆(見本)	一包
H S 651	繪葉書	一箱
N/M	棒鐵	一束

記號番號	品名	包裝箇數
S.OKIMOTO	果汁	一箱
N/M	豆(粉末)	一袋
〃	屑亞鉛	一袋
〃	鐵管	一箇
漢口日本租界 森田安太郎行	木製品及鐵製品	一箱
N/M	紙製品	一箱
川北電氣企業社	電氣部分品	一箱
<474I> ※600	毛絲	一梱
N/M	硝子(粉末)	一袋
B 2451/117 >C S ※1/2	ラヂオ部分品	二箱
N/M	鐵材	一本
KONDO KIROKU. SHOTEN	鐵製品	十二箱
N/M	鐵板	一枚
KONDO KIROKU. SHOTEN KOB OR N/M	鐵製品	五箱
<G>	アンモニヤ	二袋
Y T 173	黑鉛	一袋
G. NAGASAWA	空箱	一箇
N/M	布帛製品	一箱
〃	鐵製品	一箇
〃	米	二袋
〃	衣類取合	一袍
G E O / WHYMARK & CO	空袋	一箱
K<FRARO>Y / B & Co ※1	紙製品	一包
<K G S> T D	綿織物	一箱
DASH YELLOW END RED	空罐	一箇
G A H	鐵管	二束
No 10 B	鐵板	一枚
E	印刷物	一箱
O	材木	一本
N	同	一本
N/M	同	二本
〃	獸骨	一袋
〃	大豆糟	一袋
〃	曹達灰	三袋
〃	屋根紙	一卷
〃	油	一罐
〃	同	一箱
C/H 6483 / J MUNDEX ※1/6	エボナイト	六箱
F/OC	空罐	一箇
<TOR>	紅木	一本
D A S 27912/13	石製品及硝子製品	二箱

◎檢定教科用圖書

檢定年月日	目的ノ學校竝學科ノ種類	圖書名	卷冊	發行年月日	定價	昭和四年度臨時定價
昭和四、一〇、一〇	師範學校 中學校 高等女學校 地理科	新地圖 外國之部	一冊	昭和四、九、一五 訂正再版	八〇錢	一・三二錢

右著者 小林房太郎
右發行者 東京市神田區美土代町二丁目一番地 株式會社文學社

檢定年月日	目的ノ學校竝學科ノ種類	圖書名	卷冊	發行年月日	定價	昭和四年度臨時定價
四、一〇、一一 (大正一五、二、二二檢定濟ノモノ修正)	中學校 數學科	中學新立體幾何教科	一	四、九、二 訂正三版	六	—

右著者 寺尾壽 藤野了祐
右發行者 東京市神田區通神保町九番地 合資會社冨山房

昭和四年十月　文部省

◎計理士試驗合格者公告

計理士法施行令ニ依リ本年施行シタル計理士試驗ノ合格者ノ氏名イロハ順左ノ如シ

昭和四年十月　計理士試驗委員長　三井米松

今村勝　大野政友　若林晨見
川崎協　片岡政一　中田鐐之助
鈴木德司

◎鐵道財團

今般光明電氣鐵道株式會社ヨリ所屬鐵道新中泉田川間既成線路ニ對シ鐵道抵當法ニ依リ鐵道財團ヲ組成シ豫メ其ノ公告ヲ申請セリ仍テ該鐵道財團ニ屬スヘキモノニ關シ所有權以外ノ物權ヲ有スル者、差押、假差押若ハ假處分ノ債權者又ハ該鐵道財團ニ屬スヘキ不動產ニ關シ賃借權ヲ有スル者ハ昭和四年十一月十六日迄ニ申出ツヘシ

昭和四年十月十六日　鐵道省

◎町村境界變更

東葛飾郡小金町及土村ノ境界ヲ左ノ通變更シ本月十二日ヨリ施行セリ

昭和四年十月　千葉縣

東葛飾郡小金町大字小金飛地ノ內字名戸ケ谷前、字增尾前、字拾六町、字新宿前、字五反割、字拾壹町、字槐作、字谷蛍、字酒井根後、字八町ノ內一七八七番、一七八八番、一七八九番、一七九〇番、一七九一番、一七九二番
右東葛飾郡土村ニ編入
東葛飾郡土村大字根木內
右東葛飾郡小金町ニ編入

◎購買入札

第一號 當用鑛油外四點 內譯ノ通 右東京工廠外六箇所納
第二號 同 同 右名古屋工廠熱田外五箇所納
第三號 機械油 三二、〇七六立 大阪工廠納
第四號 同 內譯ノ通 右東京工廠外六箇所納
第五號 石油 二五、九二〇立 右大阪工廠外一箇所納
第六號 同 內譯ノ通 右東京工廠外四箇所納
入札竝開札 本月二十九日午前十一時入札、卽時開札但シ郵便(電信)入札妨ナシ
入札場所 當廠會計部
公示書類 入札心得書、契約書案等同部又ハ名古屋、大阪兩工廠會計課ニテ熟覽ノコト
入札保證金 各自見積價格ノ百分ノ五以上
入札者資格 大正十一年四月大藏省令第三十三號ニ依ル資格證明書ヲ入札當日午前十時マテニ提出ノコト

昭和四年十月十六日　陸軍造兵廠

一 米國松材 二百立米 履行期限 本年十一月三十日
一 本邦產三號銑鐵 三十万瓩 履行期限 本年十二月二十日
一 入札竝開札 本月二十九日午前十一時
一 入札場所 當部購買課
一 公示書類 契約書案其他入札書心得書等同課ニ在リ
一 入札保證金 入札價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
一 契約保證金 契約價格ノ百分ノ十以上(同上)
一 入札者資格 大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者
一 契約擔任官 吳海軍工廠會計部長淡輪敏雄

昭和四年十月十六日　吳海軍工廠會計部

◎賣拂入札

一 外國白米(一石ノ量目三十八貫匁以上) 百石
一 契約條項ヲ示ス場所 當所
一 入札竝開札日時及場所 本月二十五日午後一時當所ニ入札書差出スヘシ卽時開札ス但シ郵便電信入札差支ナシ
一 入札保證金 各自見積價格ノ百分ノ五以上(厘未滿切上ク)
一 入札資格 大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者ニ限ル

昭和四年十月十六日　宮崎刑務所

一 和紙外一九六點 隅田川倉庫渡
一 入札竝開札 本月二十六日午前十一時
一 下見 同二十五日午後
一 入札場所 當局經理課
一 公示書類 同課ニテ熟覽ノコト
一 入札保證金 各自見積價格ノ百分ノ十以上(圓未滿切上ク)
一 契約保證金 契約總代金ノ同上(同上)

昭和四年十月十六日　東京鐵道局

◎商業登記

●株式會社三泰油房(變更)
取締役廣瀨金藏ハ任期滿了ノ處昭和四年九月二十五日株主總會ニ於テ再選セラレ同日重任ス
監查役貴虎孟太郎同招紹周ハ任期滿了ノ處昭和四年九月二十五日株主總會ニ於テ再選セラレ同日重任ス
監查役貴虎孟太郎ハ昭和四年九月二十三日其ノ住所ヲ左ノ通リ變更ス
大連市朝日町十六番地
右昭和四年十月一日登記

●三井物產株式會社(變更)
元山府海岸通二丁目ノ支店ヲ左ノ通更正ス
元山府海岸通二丁目六番地
右昭和四年十月一日登記
監查役友野欽一ハ昭和四年九月二十七日死亡ス
右昭和四年十月四日登記　在牛莊日本帝國領事館

●株式會社臺灣銀行(變更)
一 變更事項
一 左ノ者監查役ニ就任ス
昭和四年九月三日
曾我祐邦 東京府豐多摩郡大久保町字西大久保百四十八番地
大倉喜七郎 東京市麴町區下二番町三十番地
昭和四年九月五日
井上德太郎 東京市牛込區市ケ谷加賀町二丁目三十三番地
右昭和四年九月二十日登記　在汕頭日本帝國領事館

第840号 本文

第840号　本文

畑　重　同市東成區南生野町一丁目五十番地　鎭夫　奈良縣生駒郡平城村大字山邊四十二番屋敷

「監査役ノ氏名住所

池田猶一　大阪市此花區吉野町一丁目四十五番地

原島先造　大阪府中河内郡布施町大字東足代百四十八番地

一存立時期　三十箇年

❷合資會社マル木商店移轉及變更

一昭和四年七月二十一日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ

大阪市東區道修町三丁目九番地

一無限責任社員木場癸熊ハ同日其住所ヲ大阪市東區道修町三丁目九番地ニ移轉ス

❺合資會社設立

一商號　合資會社新武養鷄場

一本店　大阪市東成區北生野町三丁目二十五番地

一目的　養鷄並ニ鷄卵ノ販賣其他之ニ附帶スル業務

一設立年月日　昭和四年四月五日

一社員ノ氏名住所出資及責任

勞務　無限　新武たみ　同市東成區北生野町三丁目二十五番地

金二千圓　有限　新武たみ　同市天王寺區勝山通一丁目二十六番地

一存立時期　二十箇年

❸合資會社設立

一商號　合資會社日本發明化學工業所

一本店　大阪市東成區中本町二十五番地

一目的　セーミライト製造販賣

一設立年月日　昭和四年七月十九日

一社員ノ氏名住所出資及責任

勞務　無限　坂口競一　大阪市東成區中本町二十五番地

金五千圓　有限　齊川石松　同市東區空堀通一丁目七十二番地ノ四

一存立時期　十五箇年

❹合名會社ヲ𠮟服本店移轉及變更

一昭和四年七月十五日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ

大阪市港區抱月町二丁目十八番地

一社員竝ニ其出資ノ種類價額及責任ニ變更ナシ

金一千五百圓　田島貫三郎　大阪市港區抱月町三丁目二十三番地

一同木村義治ハ同日持分全部ヲ左記ノ者ニ讓渡シ退社シ讓受人ハ社ス

金一千五百圓　大西藤吉　大阪市港區抱月町三丁目二十三番地

一代表社員安藤卓太郎ハ同日退任シ社員田島貫三郎ハ同日代表社員ニ就任ス

❺合名會社商井忠商店移轉及變更

一昭和四年七月二十五日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ

大阪市東區北渡邊町四十七番地

一社員商井寅次郎ハ同日其住所ヲ大阪市東區北渡邊町四十七番地ニ移轉ス

❻合名會社野村糸店解散

一總社員ノ同意ニ因リ昭和四年七月十五日解散

❼合名會社古田林銀行變更

❽支配人選任

一支配人ノ氏名住所　豊島治次四郎　大阪市港區八幡屋八角町一丁目八番地ノ一

一主ノ氏名住所　清友商事株式會社　四司市

大字門司市濱町二丁目三千百二番地ノ三

重任ス　監査役　山口謙四郎　弘世助太郎　北村吉右衛ハ同日

昭和四年七月二十日東京市　深川區門前山本町二番地ノ支店ヲ左ノ如ク稱呼變更ス

東京市深川區門前山本町五番地

昭和四年七月三十日登記

❾株式會社池田貿業銀行變更

一昭和四年七月二十三日目的ヲ左ノ如ク變更ス

一目的　預金ノ受入金錢ノ貸付手形割引爲替取引荷

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證

勞務　無限　新武たみ　同市天王寺區勝山通一丁目二十六番地

一存立時期　二十箇年

❿合資會社設立

一商號　合資會社日本發明化學工業所

一本店　大阪市東成區中本町二十五番地

一目的　セーミライト製造販賣

一設立年月日　昭和四年七月十九日

一社員ノ氏名住所出資及責任

勞務　無限　坂口競一　大阪市東成區中本町二十五番地

金五千圓　有限　齊川石松　同市東區空堀通一丁目七十二番地ノ四

一存立時期　十五箇年

⓫合名會社ヲ𠮟服本店移轉及變更

一昭和四年七月十五日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ

大阪市港區抱月町二丁目十八番地

一社員竝ニ其出資ノ種類價額及責任

金一千五百圓　田島貫三郎　大阪市港區抱月町三丁目二十三番地

一同木村義治ハ同日持分全部ヲ左記ノ者ニ讓渡シ退社シ讓受人ハ社ス

金一千五百圓　大西藤吉　大阪市港區抱月町三丁目二十三番地

一代表社員安藤卓太郎ハ同日退任シ社員田島貫三郎ハ同日代表社員ニ就任ス

⓬合名會社商井忠商店移轉及變更

一昭和四年七月二十五日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ

大阪市東區北渡邊町四十七番地

一社員商井寅次郎ハ同日其住所ヲ大阪市東區北渡邊町四十七番地ニ移轉ス

⓭合名會社野村糸店解散

一總社員ノ同意ニ因リ昭和四年七月十五日解散

⓮株式會社古田林銀行變更

一取締役前田清二郎ハ同日辭任

一取締役高田清二郎　田守三郎　兵衛　西谷篤三郎　中谷憲三ハ昭和四年七月二十七日各重任シ同眞銅和太郎ハ同日退任ス

昭和四年八月三日登記

堺區裁判所古市出張所

⓯株式會社當田林銀行變更

一取締役眞銅和太郎ハ昭和四年七月二十七日退任シ同高田清二郎　田守三郎兵衛　同西谷篤三郎同中谷憲三ハ同日重任ス

昭和四年八月二日登記

⓰河内金剛砂合資會社解散

一總社員ノ同意ニ因リ昭和四　年七月三十日解散ス

一清算人ノ氏名住所　松井舜造　大阪府南河内郡高井田長村大字春日四番屋敷

昭和四年八月六日登記

堺區裁判所富田林出張所

⓱株式會社池田貿業銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十三日營業ノ目的ヲ左ノ通リ變更ス

預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　大阪區裁判所堂中出張所

⓲株式會社池田貿業銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十三日營業ノ目的ヲ左ノ通リ變更ス

預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　大阪區裁判所堂中出張所

⓳合名會社商井忠商店移轉及變更

一昭和四年七月二十五日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ

大阪市東區北渡邊町四十七番地

一社員商井寅次郎ハ同日其住所ヲ大阪市東區北渡邊町四十七番地ニ移轉ス

⓴合名會社野村糸店解散

一總社員ノ同意ニ因リ昭和四年七月十五日解散

㉑株式會社古田林銀行變更（支店）

一取締役高田清二郎　田守三郎兵衛　西谷篤三郎中谷憲三ハ昭和四年七月二十七日各重任シ同眞銅和太郎ハ同日退任ス

昭和四年八月三日登記

堺區裁判所古市出張所

㉒株式會社當田林銀行變更（支店）

一取締役眞銅和太郎ハ昭和四年七月二十七日退任シ同高田清二郎　田守三郎兵衛　同西谷篤三郎同中谷憲三ハ同日重任ス

昭和四年八月二日登記

㉓河内金剛砂合資會社解散

一總社員ノ同意ニ因リ昭和四　年七月三十日解散ス

一清算人ノ氏名住所　松井舜造　大阪府南河内郡高井田長村大字春日四番屋敷

昭和四年八月六日登記

堺區裁判所富田林出張所

㉔株式會社池田貿業銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十三日營業ノ目的ヲ左ノ通リ變更ス

預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　伊丹區裁判所

㉕株式會社能勢銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十一日目的ヲ左ノ如ク變更ス

一目的　預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　大阪區裁判所

㉖株式會社能勢銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十一日目的ヲ左ノ如ク變更ス

一目的　預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　伊丹區裁判所

㉗株式會社能勢銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十一日目的ヲ左ノ如ク變更ス

一目的　預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　伊丹區裁判所

❶合資會社新宮商店變更

一有限責任社員竹内宗吉ハ昭和四年二月二十三日死亡ニ因リ家督相續人左記ノ者出資ヲ承繼シテ同日入社ス

金二千五百圓　有限　竹内克己　京都市下京區鉄屋町通四條下ル八文字三百五十一番地

一昭和四年七月二十二日有限責任社員松本源三郎ハ退社ス

右昭和四年七月二十七日登記　龍野區裁判所

❷株式會社新宮銀行變更

一昭和四年七月二十二日臨時株主總會ニ於テ取締役及監査役任期滿了改選ノ結果左ノ者當選同日就任ス

取締役　山口銀行變更（支店）

一取締役山口吉郎兵衛佐々木駒之助　山崎元次郎

坂野兼通岩井勝次郎ハ昭和四年七月二十三日各重任ス

❸名合資會社ヲ𠮟服本店移轉及變更

一昭和四年七月十五日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ

大阪市港區抱月町二丁目十八番地

一社員竝ニ其出資ノ種類價額及責任

金一千五百圓　田島貫三郎　大阪市港區抱月町三丁目二十三番地

一同木村義治ハ同日持分全部ヲ左記ノ者ニ讓渡シ退社シ讓受人ハ社ス

金一千五百圓　大西藤吉　大阪市港區抱月町三丁目二十三番地

一代表社員安藤卓太郎ハ同日退任シ社員田島貫三郎ハ同日代表社員ニ就任ス

❹合名會社商井忠商店移轉及變更

一昭和四年七月二十五日本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ

大阪市東區北渡邊町四十七番地

一社員商井寅次郎ハ同日其住所ヲ大阪市東區北渡邊町四十七番地ニ移轉ス

❺合名會社野村糸店解散

一總社員ノ同意ニ因リ昭和四年七月十五日解散

❻株式會社古田林銀行變更（支店）

一取締役高田清二郎　田守三郎兵衛　西谷篤三郎中谷憲三ハ昭和四年七月二十七日各重任シ同眞銅和太郎ハ同日退任ス

昭和四年八月三日登記

堺區裁判所古市出張所

❼株式會社當田林銀行變更（支店）

一取締役眞銅和太郎ハ昭和四年七月二十七日退任シ同高田清二郎　田守三郎兵衛　同西谷篤三郎同中谷憲三ハ同日重任ス

昭和四年八月二日登記

❽河内金剛砂合資會社解散

一總社員ノ同意ニ因リ昭和四　年七月三十日解散ス

一清算人ノ氏名住所　松井舜造　大阪府南河内郡高井田長村大字春日四番屋敷

昭和四年八月六日登記

堺區裁判所富田林出張所

❾株式會社池田貿業銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十三日營業ノ目的ヲ左ノ通リ變更ス

預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　大阪區裁判所

❿株式會社能勢銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十一日目的ヲ左ノ如ク變更ス

一目的　預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　大阪區裁判所

⓫株式會社能勢銀行變更（支店）

一昭和四年七月二十一日目的ヲ左ノ如ク變更ス

一目的　預金ノ受入金錢ノ貸付ケ手形割引爲替取引荷ホ左ノ事業ヲモ營ム

有價證券地金銀ノ賣買及兩替金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預隔貯金組合ノ金錢取扱手形及諸證券ノ保證ヲナス外左ノ物件ヲ引取此ヲ所有シ賣買スルコトアルヘシ

營業上必要ナル地所家屋什器債務辨濟ノタメ引繼ヲ受ケタル動產不動產質抵當ニシテ裁判上其他ノ事故ニヨリ公賣トナリタル動產不動產

右昭和四年八月三日登記　伊丹區裁判所

官報　第八四〇號　昭和四年十月十六日（水曜日）　（第三種郵便物認可）

●株式會社安田銀行變更
昭和四年七月二十九日東京市本所區押上町六十五番地ノ支店ヲ左ノ地ニ移轉ス　支店東京市本所區押上町七十二番地三號
●株式會社山陽銀行變更(支店)
昭和四年一月二十六日定時株主總會ノ決議ニ依リ昭和四年七月三十一日左記ノ所ニ支店ヲ設置シタリ　岡山縣邑久郡牛窓町二千八百三十五番地ノ一
右昭和四年八月二日登記
●株式會社多度津銀行變更
取締役武田謙ハ任期滿了ノ處昭和四年七月二十八日株主總會ニ於テ再選セラレ同日左ノ通リ重任ス　取締役ノ氏名住所　仲多度郡多度津町大字多度津甲五百五十一番地　武田謙
右昭和四年八月三日登記　丸龜區裁判所
●坂出殖產株式會社變更
監查役小松庄吉ハ昭和四年七月二十六日辭任ス同日臨時株主總會ニ於テ左記ノ者取締役及監查役ニ就任ス
取締役
小松忠八　綾歌郡坂出町八百二十九番戶
須崎利吉郎　同所千九百五十六番地ノ五
小松幾太郎　同所八百二十九番戶
監查役　須崎泰　綾歌郡坂出町千九百五十六番地ノ五
右昭和四年八月六日登記
●鎌田產業株式會社變更
取締役一名任期滿了ニ付昭和四年七月三十一日臨時株主總會ニ於テ改選左記ノ者同年八月一日取締役ニ重任
鎌田榮
●株式會社香川銀行變更
昭和四年六月二十一日大藏大臣ノ認可ヲ得テ大川郡引田町三百九十番戶ノ支店ヲ同年八月一日左ノ地ニ移轉シタリ
一引田支店　大川郡引田町二千三百三十番地ノ一
●株式會社藤富製藥所變更
昭和四年七月三十日株主總會ニ於テ改選左記再選同日重任
田丸外五郎　松島高次
右昭和四年八月六日登記　丸龜區裁判所坂出出張所
●株式會社多度津銀行變更
取締役武田謙任期滿了ニ付キ昭和四年七月二十八日株主總會ニ於テ再選セラレ同日就任ス取締役武田謙
右昭和四年八月三日登記　觀音寺區裁判所
●株式會社不動貯金銀行變更(支店)
一監查役三上進ハ昭和四年七月二十五日重任ス
昭和四年七月三十日登記

●株式會社三十四銀行變更(支店)
一取締役田中市藏任期滿了ニ昭和四年七月二十七日重任ス
●土佐商工株式會社變更
一昭和四年七月二十日監查役横山金助ハ辭任ス
昭和四年七月三十一日登記
●大阪商船株式會社變更(支店)
一監查役末永一三原田六郎任期滿了昭和四年七月二十六日各重任ス
●株式會社土佐貯蓄銀行變更
一取締役一名增員ニヨリ昭和四年七月二十三日左ノ者新ニ取締役ニ就任ス
吉村近次　高知市蓮池町十六番屋敷
一昭和四年七月二十六日取締役川口虎衛ハ其住所ヲ左ノ通リ變更ス
高知市江ノ口千三百七十七番地ノ七
昭和四年八月一日登記
●三浦商工株式會社變更
一昭和四年七月三十日各株拂込額ヲ金四十七圓ト變更ス
●株式會社日本勸業銀行社債(支店)
[illegible]に號
一社債ノ總額　金一百十万圓
一各社債ノ金額　金一万圓
一社債ノ利率　年五分一厘
一社債償還ノ方法及期限　昭和七年六月三十日迄据置キ其以降十七年以內ニ於テ每年二回(六月十二月)抽籤ヲ爲シ每回元金三万圓以上ヲ各其翌月ニ償還シ昭和二十四年六月三十日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記金額ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還スルモノトス尙買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアルヘシ
一利子及當籤債券ノ元金ハ每年一月四日七月一日ノ二回ニ支拂フ但シ臨時償還ノ場合ニ於ケル支拂ノ時期ハ其都度之ヲ定メ利子ハ支拂開始ノ當日迄日割ヲ以テ計算スルモノトス
一各社債ニ付拂込ミタル金額　全額
昭三地に號
一社債ノ總額　金三百万圓
一各社債ノ金額　金一万圓
一社債ノ利率　年四分八厘
一社債償還ノ方法及期限　昭和七年三月三十一日迄据置キ其以降十六年以內ニ於テ每年二回(三月九月)抽籤ヲ爲シ每回元金九万圓以上ヲ各其翌月ニ償還シ昭和二十三年三月三十一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記金額ヲ超過シタルトキハ其超過額モ同時ニ償還スルモノトス尙買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアルヘシ
一利子及當籤債券ノ元金ハ每年四月一日十月一日ノ二回ニ支拂フ但シ臨時償還ノ場合ニ於ケル支拂ノ時期ハ其都度之ヲ定メ利子ハ支拂開始ノ當日迄日割ヲ以テ計算スルモノトス

昭和四年八月二日登記
●高知鐵道株式會社移轉及變更
昭和四年七月三十日本店ヲ長岡郡大篠村大埇甲千二百十七番七ヨリ當管內ニ移轉シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス
一商號　高知鐵道株式會社
一本店　高知市堺町二十九番地イ
一目的　地方鐵道法ニ依リ鐵道ヲ敷設シ一般運輸業ヲ營ム前項ニ附帶スル事業ノ外土地建物ノ賣買賃借娛樂機關ノ施設經營ヲ爲シ又ハ之ニ投資ヲナスコトヲ得
一設立年月日　大正九年一月八日
一資本ノ總額　金一百二十万圓
一一株ノ金額　金五十圓
一各株拂込額　金四十二圓五十錢
一公告方法　所轄區裁判所カ登記事項ヲ公告スル新聞紙ニ之ヲ爲ス
一取締役ノ氏名住所
野村茂久馬　高知市本町三百三十三番地ノ一
西山龜七　同市江ノ口千二百六十五番ノ一
中川恒之　同市通町百八十六番地
前田堯資　安藝郡津呂町四千八百四十三番地
山本義孝　高知市大川筋八十三番地
一會社ヲ代表スヘキ取締役　野村茂久馬
一監查役ノ氏名住所
森澤房五郎　安藝郡土居村大字土居六百三十六番地
川口虎衛　高知市江ノ口千三百七十七番ノ七
有澤嘉久馬　安藝郡川北村甲二千五百十番地
一同日目的ヲ左ノ通リ變更ス
地方鐵道法ニ依リ鐵道ヲ敷設シ一般運輸業ヲ營ム前項ニ附帶スル事業ノ外倉庫業自動車運輸業及土地建物賣買賃借娛樂機關ノ施設經營ヲ爲シ又ハ之ニ投資ヲナスコトヲ得
●株式會社上田商店變更(支店)
一取締役上田榮治上田重八上田稙尾北添春喜ハ任期滿了昭和四年七月三十一日各重任ス
一監查役今村一正ハ任期滿了同日重任ス
●合資會社設立
一商號　合資會社丸仁商店
一本店　高知市本町八十九番地
一目的　足袋製造販賣
一設立ノ年月日　昭和四年八月四日
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金一千圓　無限　西本廣次　高知市北奉公人町二百八十八番地
金一千圓　有限　篠原正虎　同市中島町二百九十三番地一

商品並器械器具其他動產(此評價格金二千圓)
有限　大石喜代馬　同市福井三百九十三番地
一存立時期　昭和十五年十二月三十一日
●株式會社設立
一商號　靈柩自動車株式會社
一本店　高知市廿代町八十七番地
一目的　靈柩自動車賃貸並ニ之ニ附隨スル一切ノ事業
一設立ノ年月日　昭和四年七月二十七日
一資本總額　金五千圓
一一株金額　金五十圓
一各株拂込額　金三十八圓
一公告方法　本店店頭揭示
一取締役氏名住所
岡部久万吉　高知市村木町百九番地イ二
中田德治　同市本町三百二十九番地ノル
岸田左右吉　同市鐵砲町十九番屋敷
一監查役氏名住所　中田芳穗　高知市本町筋七十番地
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿十箇年
昭和四年八月五日登記
●南海水力電氣株式會社變更
一監查役池田眞稽任期滿了昭和四年七月二十六日重任ス
●土佐電氣株式會社資本增加
一增加資本總額　金四百万圓
一資本增加決議年月日　昭和三年五月二十八日
一各新株拂込額　金十二圓五十錢
昭和四年八月六日登記　高知區裁判所
●株式會社上田商店變更
一取締役上田榮治上田重八上田稙尾北添春喜監查役今村一正任期滿了昭和四年七月三十一日再選重任
右昭和四年八月二日登記　高知區裁判所伊野出張所
●合資會社濱田商店目的變更
昭和四年七月二十五日目的ヲ左ノ通變更ス
目的　和洋酒類酒精含有飲料清涼飲料雜貨日用品ノ販賣及貨物自動車營業
右昭和四年七月三十日登記
●株式會社四國銀行變更(支店)
取締役池田眞稽任期滿了昭和四年七月二十五日重任
右昭和四年七月三十一日登記
●高知鐵道株式會社
昭和四年七月三十日本店ヲ左ノ處ニ移轉ス
本店　高知市堺町二十九番地イ
右昭和四年八月二日登記　高知區裁判所後免出張所

●株式會社岩手銀行變更(支店)
一監查役本宮龍太郎中村寅三郎平井範助三田義一大矢好道辻山右平ハ昭和四年七月二十日各重任ス
●株式會社岩手銀行支店移轉(支店)
一昭和四年七月二十八日膽澤郡金ケ崎町西根字本町百三番地ノ支店ヲ膽澤郡金ケ崎町西根字本町八十五番地ニ
東磐井郡千厩町字町二十三番地ノ支店ヲ東磐井郡千厩町字町三十八番地ノ一ニ
東磐井郡大原町字一六、四十三番地ノ支店ヲ東磐井郡大原町字一六、五十五番地ニ移轉ス
●株式會社安田銀行支店移轉(支店)
一昭和四年七月二十九日東京市本所區押上町六十五番地ノ支店ヲ東京市本所區押上町七十二番地三號ニ移轉ス
昭和四年八月一日登記
●麒麟麥酒株式會社變更(支店)
一取締役井田清三桐島像一改田武馬ハ昭和四年七月二十七日辭任シ同日左ノ者取締役ニ就任ス
松本新太郎　東京府荏原郡六郷町大字八幡塚九百十九番地
淺野敏郎　兵庫縣川邊郡伊丹町伊丹字古城五百八十八番地ノ一
大河原太郎　横濱市中區麥田町一丁目三十三番地
山岸慶之助　東京市芝區白金今里町百四十六番地
一同日會社ヲ代表スヘキ取締役井田清三改田武馬ハ辭任シ同日取締役山岸慶之助カ代表取締役ニ就任ス
昭和四年八月二日登記　仙臺區裁判所
●合資會社丸高商店(解散並ニ清算人選任)
總社員ノ同意ニ因リ昭和四年七月十八日解散ス
清算人氏名住所　宮澤清作　仙臺市東二番丁百五番地
右昭和四年八月一日登記　仙臺區裁判所原町出張所
●株式會社盛岡銀行變更(支店)
一昭和四年七月二十三日左記ノ者新ニ取締役ニ就任ス
柴田兵一郎　岩手縣岩手郡沼宮內町大字沼宮內第七地割二十一番地
昭和四年八月一日登記　石卷區裁判所
●株式會社盛岡銀行變更(支店)
左ノ者昭和四年七月二十三日取締役ニ就任ス
柴田兵一郎　岩手縣岩手郡沼宮內町大字沼宮內第七地割二十一番地
右昭和四年七月三十一日登記　登米區裁判所

●株式會社七十七銀行變更(支店)
一昭和四年七月十八日目的ヲ左ノ通リ變更ス
銀行法ニ據リ一般銀行業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
昭和四年七月三十日登記　登米區裁判所佐沼出張所
●株式會社岩手銀行變更及支店移轉(支店)
一監查役本宮龍太郎中村寅三郎平井範助三田義一大矢好道辻山右平ハ昭和四年七月二十日重任ス
一昭和四年七月二十八日膽澤郡金ケ崎町西根字本町百三番地ノ支店ヲ同郡同町同字同八十五番地ニ東磐井郡千厩町字町二十三番地ノ支店ヲ同郡同町字同三十八番地ノ一ニ東磐井郡大原町字一六、五十五番地ノ支店ヲ同郡同町字同四十三番地ニ移轉セリ
●株式會社第八十八銀行變更(支店)
一監查役西磐井郡一關町字中街五番地小岩昌夫三神禮助伊藤金六佐藤源藏岩渕忠作ハ昭和四年七月二十一日重任ス
昭和四年七月三十一日登記　氣仙沼區裁判所
●株式會社七十七銀行變更(支店)
昭和四年七月十八日目的ヲ左ノ通變更ス
銀行法ニ據リ一般銀行業務ヲ營ムヲ以テ目的トス
昭和四年七月二十九日登記
●株式會社志津川汽船株式會社解散
株主總會ノ決議ニ因リ昭和四年七月二十四日解散ス左記ノ者清算人ニ選任セラレ同日就任ス
佐藤安平　本吉郡志津川町字町三百五十九番地
菅原養藏　同町字平磯百六十三番地
昭和四年七月三十一日登記　氣仙沼區裁判所志津川出張所
●株式會社福島縣農工銀行變更
一監查役任期滿了ノ處昭和四年七月二十八日馬場房時齋藤吉兵衛皆川應助ハ各再選重任セリ
昭和四年八月一日登記　福島區裁判所
●株式會社小濱實業銀行(變更)
取締役大河內政之助任期滿了ノ處昭和四年七月二十八日株主總會ニ於テ再選重任シタリ
右昭和四年八月一日登記　福島區裁判所小濱出張所

◎相續財產管理人選任

最後ノ住所福岡市大字住吉千六百二十番地
被相續人　井上寅一
明治七年七月二日大分縣日田郡大鶴村大字大肥八百六十一番地ニ於テ出生
大正十一年八月十八日福岡市大字住吉千六百二十番地ニ於テ死亡
門司市大字門司第三千九十五番地ノ一橋本淺太郎ノ申立ニ因リ福岡市大字比惠千七十四番地井上牧ヲ右相續財產管理人ニ選任シタリ
昭和四年十月五日　福岡區裁判所

本籍北海道札幌郡篠路村字本村番外地戶主
最後ノ住所同郡同村字本村八十九番地
被相續人　亡　松村二三雄
明治三十七年九月五日生
昭和二年九月五日最後ノ住所ニ於テ死亡
右利害關係人札幌市南一條西一丁目十一番地株式會社曲丸古谷商店古谷忠司ノ申請ニ因リ當裁判所ハ札幌市北十條東一丁目二番地松村與三郎ヲ前記松村二三雄ノ相續財產管理人ニ選任シタリ
昭和四年十月三日　札幌區裁判所

◎禁治產宣告

本籍及住所北葛飾郡吉川町大字吉川千五百五十八番地
戶張岩吉
明治八年五月三十一日生
右ニ對シ同所同番地戶張重一ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和四年十月四日禁治產ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和四年十月四日　越ケ谷區裁判所

◎準禁治產宣告取消

本籍京都市下京區猪熊通高辻上ル樋屋町三百三十三番地
當時京都府紀伊郡深草町師團街道稻荷新道上ル鈴塚二番地ノ一
桑原善吉
右ノ者ニ對シ其ノ父桑原善助ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和四年十月三日準禁治產ノ宣告ヲ取消シタリ
昭和四年十月七日　京都區裁判所

京都市左京區北白川仕伏町四十四番地
中山定吉
右ノ者ニ對シ其弟中大路芝田郎ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和四年十月三日準禁治產ノ宣告ヲ取消シタリ
昭和四年十月七日　京都區裁判所

京都府愛宕郡修學院村大字修學院小字稻荷町二十六番地
遠見彥平
右ノ者ニ對シ其ノ母遠見やへノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和四年十月三日準禁治產ノ宣告ヲ取消シタリ
昭和四年十月七日　京都區裁判所

本籍及住所滋賀縣蒲生郡北比都佐村大字三十坪千五百八十五番地戶主
西村岩吉
明治八年六月十七日生
右ニ對シ明治四十一年九月二十九日元八幡區裁判所ノ宣告シタル準禁治產ハ前同所西村まきノ申立ニ因リ昭和四年九月二十七日之ヲ取消シタリ
昭和四年十月五日　彥根區裁判所

◎公示送達

岡山縣眞庭郡木山村大字鹿田二百五十九番地
被告人　酒井兼一
右ノ者ニ對スル兵役法違反被告事件ニ付昭和四年十一月二十七日午前九時公判開廷候條當廳刑事法廷ニ出頭可有之候也
召喚ニ應セサルトキハ刑事訴訟法第八十六條ニ依リ勾引狀ヲ發スルコトアルヘシ
昭和四年十月十二日　勝山區裁判所　判事　坂元俊夫

◎失踪宣告

本籍及最後ノ住所埼玉縣北埼玉郡豐野村大字間口千二百四十九番地
不在者　坪井莊一郎
明治十二年二月二十八日生
右ニ對シ前同所同番地戶主坪井中ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和四年十月九日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和四年十月九日　浦和區裁判所

本籍秋田縣雄勝郡院內町院內銀山三番二十八番地
最後ノ住所茨城縣多賀郡日立町大字宮田日立鑛山本山大角矢五十四號ノ一
不在者　東海林辰五郎
弘化四年十二月十七日生
右ニ對シ同所同番地利害關係人東海林鶴松ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和四年十月十日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和四年十月十日　水戶區裁判所

本籍及最後ノ住所愛知縣知多郡野間村大字野間字若松百五十三番地
不在者　伊藤六郎
明治三十六年六月十五日生
右者ニ對シ同所同番地伊藤初之助ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和四年十月四日右不在者ノ失踪ヲ宣告シタリ
昭和四年十月五日　半田區裁判所

本籍及最後ノ住所愛知縣知多郡常滑町三百四十番戶
不在者　鯉江七太郎
慶應二年二月三日生
右者ニ對シ同所同番地鯉江鶴太郎ノ申立ニ因リ

第840号本文

當裁判所ハ昭和四年十月四日右不在者ノ失踪ヲ宣告シタリ

昭和四年十月五日　　半田區裁判所

本籍及最後ノ住所愛知縣知多郡當滿町百九十三番戸　不在者　坂田彌三郎

玄久元年十一月五日生

右者ニ對シ同所同番地　坂田とみ子ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和四年十月四日右不在者ノ失踪ヲ宣告シタリ

昭和四年十月五日　　半田區裁判所

本籍及最後ノ住所愛知縣渥美郡　不在者　伊良湖岬村大字日出字東濱古久百十四番地　小久保鍛太郎

明治四十四年六月二十日生

右ニ對シ同所同字同番地小久保武三郎ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和四年十月八日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ

昭和四年十月八日　　豊橋區裁判所

本籍廣島縣高田郡宣山村上山守四十四番屋敷　住所東京市深川區本村町百八十九番地　早川明正ノ申立ニ因リ本籍右同屋敷後ノ住所淺草北清水町淺水街淡水宇新店早川一郎ニ對シ當裁判所ハ昭和四年九月三十日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ

昭和四年九月三十日　　臺北地方法院單獨部

㉙除權判決

小倉市馬借町二百三十五番地ノ一　申村商店事　申立人　印谷　福十

右代理人　辯護士　濱田　良藏

一船荷證券　一通

但シ船舶ノ名稱及國籍　運送品ノ種類重量及其ノ荷造ノ種類　個數並記號　標角材　十三本　石二二・五　㊞　荷受人ノ商號　株式會社牛宮運送社　荷受人ノ商號　㊞　積港　北海道小樽港　陸揚港　門司港　船積證券ノ號　㊞　運送賃　二十二圓五十錢

作成地及其ノ年月日　北海道小樽市　昭和三年一二月十二日

最終ノ所持人　申立人

右證券ニ付公示催告ヲ爲シタル處　昭和四年十月四日午前十時ノ期日迄ニ權利ヲ屆出且證券ヲ提出スル者ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ因リ前記證券ノ無效ヲ宣告ス

昭和四年十月八日　　小倉區裁判所

㉚債權調查特別期日

破產者　江井船渠造船株式會社

右ニ對スル大正十四年(ワ)第五號破產事件ニ付債權調查ノ特別期日ヲ昭和四年十月三十日午前十時ニ指定ス

昭和四年十月八日　　淵本區裁判所

㉛復權許可

兵庫縣津名郡佐野町百三十番屋敷　申立人　家賃分銀業　川田　俊文

右ノ者ニ對シ當裁判所ハ昭和四年九月二十七日左記主文ノ如ク決定シ該決定確定シタリ

主文

西川俊文ノ復權ハ之ヲ許ス

昭和四年十月九日　　淵本區裁判所

㉜行旅死亡人

本籍住所氏名不詳推定二十五歳前後ノ男丈五尺位頭髮オールバックニテ白毛ヲ混ス上下共門齒缺ケテ無シ他ノ齒稍シテ不明著衣ハワイシヤツ上下共黒色洋服同色チヨツキ草履短靴ヲ穿ケ所持品ハ遺經約三吋圍時計一箇

右ハ當村地内富士山東麓四合目ニ於テ昨三年十月上旬縊死セル死體ヲ發見シ御殿場警察署ノ引渡ニ依リ假埋葬シ置キタリ心當リノ者ハ當役場ニ申出テラルヘシ

昭和四年九月　　靜岡縣駿東郡玉穗村役場

本籍住所氏名不詳女推定年齢五十八年位丈四尺七寸位體格中等面長ニシテ顏髮白髮交茶褐色縞縞木綿給肉色莫大小腰ナシ襯衣白色フランネル腰卷蒲團敷附特金其他遺留品ナシ

右本月十五日當市南一色地ノ川地内東海道線上り鐵橋線路側ニ於テ轢死發見制規ニ依リ假埋葬ニ付其心當リノ者ハ申出ツヘシ

昭和四年九月　　岐阜縣大垣市役所

㉝荷受人及荷送人不明荷物

左記荷物心當リノ向ハ當省ニ申出ツヘシ本公告後六箇月内ニ其權利者ノ申出ナキ時ハ鐵道省其所有權ヲ取得ス

昭和四年十月　　鐵道省

備考　荷物表面上ノ數字ハ捜索番號　其下ノ數字等ハ紛著又ハ發見ノ月日驛名等　△ハ紛著　×ハ到著年月日事情等不明　發見ノモノ　※ハ一時預リ品愛取方申出ナキモノ

四八九一製簇機部分品九二三下關×　四八九二煙草入九二二同　四八九三製包袋箱　九七鶯谷×　四八九四布包裕千八二四東京※　四八九五紙包木七、四帶廣×　四八九六風呂敷包鉛等九五東京×　四八九七同糯祥等九一二鵜見※　四八九八同九、一四靜岡※　四八九九同九、一〇鶯谷※　四九〇〇同ボストン等九、九札幌※　四九〇一スートケース鉈付九二三新橋※　四九〇二同上　四九〇三鞄類具九、六池袋※　四九〇四行李衣類等九三下關×　四九〇五同八、三〇　池袋×　四九〇六同八、三〇　同上　四九〇七同京×　四九〇八同上　四九〇九同寄鳥等九、四同　四九一〇洋傘九一三新橋※　四九一一種之金其他株主ニ屬スル勘定

兌換銀行券發行高

小額紙幣引換準備保證發行高

政府預金

他店借

總計

資產ノ部

拂込未濟資本金

割引手形

政府特定貸金

貸付金

外國爲替貸付金

代理店勘定

他店貸

公債

土地、建物

小額紙幣引換準備保證金

政府勘定特殊現金

通貨及地金銀

本支店間未達勘定

總計

昭和四年十月十五日　　日本銀行

◎外國行郵便物東京中央郵便局締切日時表

普通	留	小包	船便	船名
	月日	時	月日	時
加拿陀、米國、南米等行				
同	一六前一〇	一〇、一六前一〇	一六前一〇	横濱エムプレスオブ
同	一九前一〇	一〇、一九前一〇	一九前一〇	同　富山丸
同	二三前一〇	一〇、二三前一〇	二三前一〇	同　ばりい丸
同	二六前一〇	一〇、二六前一〇	二六前一〇	同　プレシデント、ウィルソン
同	二九前一〇	一〇、二九前一〇	二九前一〇	同　プレシデント、リンカン
同	三〇前一〇	一〇、三〇前一〇	三〇前一〇	同　浙江丸
南支那、香港、フィリピン群島、濠洲、新西蘭等行				
同	一六前	八半	一六後一〇	同　長門丸
同	一九前	八半	一九後一〇	同　プレシデント、ピアス
香港、フィリピン群島、濠洲、新西蘭等行				
同	二三前	八半	二三後一〇	門司　神戸　ネロア

スポーツの秋!!
緊縮のスタートは
先づ
邦文タイプライターで
人件費の節約
用紙の經濟
記錄の敏速
讀了時間の短縮
定價百五十圓より
（詳細型錄拜呈）

日本タイプライター株式會社
東京神田　電話　錦橋・一四一六　一四一七　一四二二　支店　大阪北濱　一四一六　一四一七　名古屋　一四一六

最新式逓信省認可
電話口消毒器

會社名　大阪廣生用品製造所
大阪夕凪橋際

資本金　五千七百五拾萬圓
法定準備金　五千七百五拾萬圓
別途準備金　六百參拾萬圓
東京市日本橋區兜町壹番地
株式會社　第一銀行
支店　東京（十九個所）、横濱、豊橋、名古屋（二個所）、京都、四日市、京都（四個所）、伏見、大阪（四個所）、神戸（三個所）、廣島、下關、長府、門司、福岡、久留米、熊本、函館、小樽、札幌、室蘭、宇都宮、足利（二個所）、栃木、佐野、桐生（二個所）、館林、高城、釜山
所在地

和洋かみゆひ美容術
農業着附實任教授短期本業隨時入學を許す學費低少寄宿舎完備にて月收多大親切生徒全國第一鐵筋コンクリート校舎落成
東京本郷お茶の水東竹町
東京婦人美髪美容學校

世界的權威
工學博士井口
特許專賣
あらゆる式の渦巻ポンプ
鑛山用各種工業、耕地灌漑、
上下水道、一般家庭用、
カタログ進呈
株式會社　荏原製作所
東京府下目黒町下目黒二七五
電話高輪（三）一六八一・七一七二・六一七二・六三五番
（三）へ又（パラ（三））號略號電報・番八七六五東京
支店　大阪市北區堂島濱二丁目一番地　内ビル
出張所　神戸市榮町通三丁目　大阪ビル

號番證券債工農縣川奈神

支拂場所・自一日至十一日　來十一期　日

本店外各代理店及全國集配郵便局

行銀工農縣川奈神　市濱横

甲る	甲れ	甲ろ	甲わ	甲か	甲よ	甲た	甲れ	甲そ	甲つ	甲ね	甲な	甲ら	甲む	甲う	甲ゐ	甲の	甲お	甲く	甲や	甲ま	甲け	甲ふ	甲こ	甲え	甲て	甲あ	甲さ	甲き	甲ゆ	甲め	甲み	甲し	甲ゑ	甲ひ	甲も	甲せ	甲す
576	19	228	257	499	738	1,100	1,459	178	124	155	576	19	228	257	499	738	1,100	1,459	178	124	155
578	21	231	271	500	741	1,111	1,462	199	125	147	578	21	231	271	500	741	1,111	1,462	199	125	147
600	23	232	273	503	743	1,121	1,465	202	3	155	600	23	232	273	503	743	1,121	1,465	202	3	155
602	25	246	280	508	750	1,129	1,471	272	12	165	602	25	246	280	508	750	1,129	1,471	272	12	165
	26	10	294	509	759	1,136	1,474	216	15	169		26	10	294	509	759	1,136	1,474	216	15	169
	27		295	510	764	1,147	1,478	222	21	170		27		295	510	764	1,147	1,478	222	21	170
	31		308	513	796	1,149	1,481	231	27	177		31		308	513	796	1,149	1,481	231	27	177
	32		309	516	797	1,162	1,485	238	28	180		32		309	516	797	1,162	1,485	238	28	180
	34		315	524	803	1,171	1,487	260	33	181		34		315	524	803	1,171	1,487	260	33	181
	38		328	531	817	1,172	1,493	264	46	187		38		328	531	817	1,172	1,493	264	46	187
	41		329	534	830	1,176	1,497	267	53	188		41		329	534	830	1,176	1,497	267	53	188
	42		344	541	836	1,210	1,500	275	54	195		42		344	541	836	1,210	1,500	275	54	195
			354	542	843	1,213		278		197				354	542	843	1,213		278		197
			354	543	851	1,219	甲す	280	甲の	202				354	543	851	1,219	甲す	280	甲の	202
			369	550	853	1,235		292		210				369	550	853	1,235		292		210
			371	562	856	1,268	1		1	215				371	562	856	1,268	1		1	215
			373	567	857	1,269	10	甲ゑ	12	216				373	567	857	1,269	10	甲ゑ	12	216
			374	568	906	1,289	13		19	245				374	568	906	1,289	13		19	245
			378	573	914	1,296	17	8	23	256				378	573	914	1,296	17	8	23	256
			398	576	921	1,300	25	34	26	263				398	576	921	1,300	25	34	26	263
			403	589	933	1,302	36	37	32	甲ね				403	589	933	1,302	36	37	32	甲ね
			404	614	946	1,310	37	42	33	9				404	614	946	1,310	37	42	33	9
			414	620	949	1,317	56	53	36	18				414	620	949	1,317	56	53	36	18
			428	629	968	1,319	58	61	37	20				428	629	968	1,319	58	61	37	20
			429	631	978	1,322	62	67	38	28				429	631	978	1,322	62	67	38	28
			448	634	981	1,338	71	88	39	36				448	634	981	1,338	71	88	39	36
			450	646	984	1,344	86	92	40	48				450	646	984	1,344	86	92	40	48
			457	651	1,005	1,346	90	95	49	52				457	651	1,005	1,346	90	95	49	52
			458	653	1,006	1,350	93	97	54	85				458	653	1,006	1,350	93	97	54	85
			462	665	1,027	1,355	110	120	77	91				462	665	1,027	1,355	110	120	77	91
			476	677	1,033	1,358	112	131	82	102				476	677	1,033	1,358	112	131	82	102
			477	676	1,042	1,387	117	140	86	105				477	676	1,042	1,387	117	140	86	105
			493	728	1,043	1,395	125	145	91	117				493	728	1,043	1,395	125	145	91	117
			498	737	1,061	1,413	128	172	93	123				498	737	1,061	1,413	128	172	93	123
					1,064	1,422	136	182	97	129						1,064	1,422	136	182	97	129	
					1,066	1,439	144	187	104	143						1,066	1,439	144	187	104	143	
					1,077	1,445	162		107	150						1,077	1,445	162		107	150	
					1,096	1,452	167		114	159						1,096	1,452	167		114	159	
							174			161								174			161	

電報　第八四〇號　昭和四年十月十六日（水曜日）　（第三種郵便物認可）

官報　8410　第三種郵便物認可

鳩 御常用トシテ定評アル 筆墨
綜夫鳩御錄目送呈
六六鋒 廿五錢
二号天祐 十五錢
鳩居眞書 十錢
平安 (鳩印) 五十錢
あお花 (櫻印) 壹圓
以上ノ圖ハ現型二分ノ一圖
內地送料 十二錢
宮內省御用達 香筆墨繪具 歐米文具 京都寺町姉小路 鳩居堂 振替大阪六三六番

習字
和漢法帖御手本類は何でもあります
精華堂法帖店 (目錄送呈) 東京神田區南神保町

勤儉力行の龜鑑 二宮尊徳の圖(眞正肉筆)尺二絹本(中一尺二寸長三尺八寸假卷附)
一幅金貳圓五拾五錢送料拾八錢 △紙本半切壹圓同尺五金壹圓九拾五錢紙本畫は送料拾貳錢
勤儉力行は我國民現下の最大急務なり此圖を日常床間に掛けて座右の銘と爲され或は子女教養の資料とせられよ敢て江湖の士にすすむ △京都福田枯華畫伯本頌布書の趣意上特別減價揮毫せらる。官公署著名會社員は前金不要最近俸給日に御送金の事、其他へは代金引換送品可致候

(右以外の畫の型錄御申越次第進呈す) 京都府新舞鶴大門通北吸 衣笠博愛堂 振替貯金口座大阪六貳壹〇四番

永久にインキのいらぬ 櫻鶴印万年インキ盤 並に各種スタンプ台 製造卸
大阪市東區和泉町一 磯村文造商店 電話東一四九七番 振替大阪八二一三八番

御眞影奉安庫
カタログ贈呈

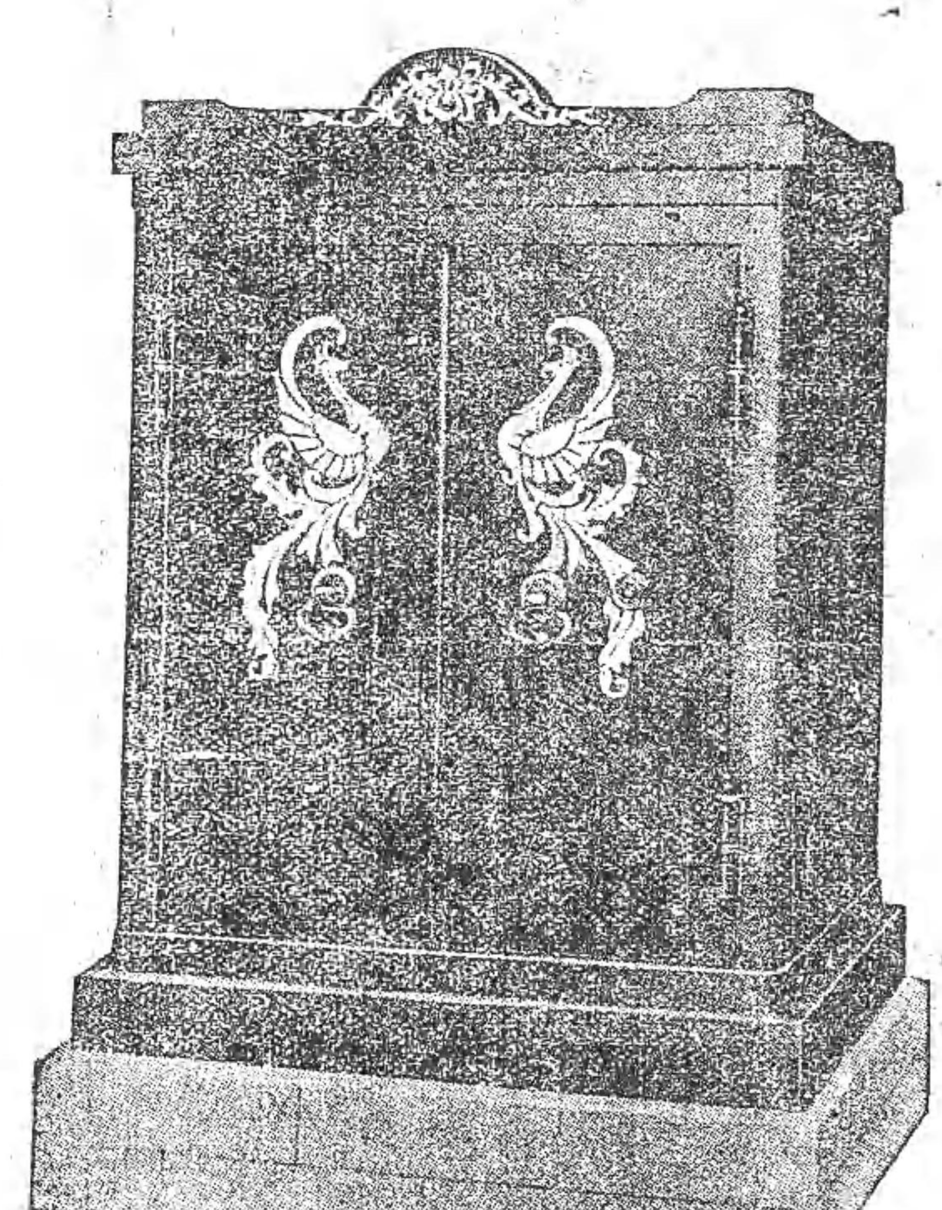

創業明治五年
東京本町 大倉金庫本店 電話日本橋 八三二・二七八二・二七八三
弊店類似の名稱を冠せる金庫あり「大倉金庫」の文字に御留意を乞ふ

本會囑託 佐々井一晁述
金解禁と其準備 (敎化資料第九十輯) 一部金八錢(送料共)

敎化資料

勞働問題の本質とその運動	前社會局勞働部長 河原田稼吉	一五錢
人口及食糧問題	農學博士 東郷實	一〇錢
時代思潮の常識的批判	前特命全權大使 本多熊太郎	八錢
世界大勢の誤解と正判	法學博士 蜷川新	八錢
御聖德を拜し奉りて		四錢
現代思潮批判	法學博士 大川周明	七錢
我國の財政經濟	經濟學博士 太田正孝	八錢
最近ロシヤ事情	陸軍士官學校教授 昇曙夢	一〇錢
世界文化單位としての日本	慶大教授 蓑田胸喜	一〇錢
マルクス主義の理論と其の批判	慶大教授文學博士 川合貞一	八錢

既刊九十餘種 ◎ 申込次第書目送呈
財團法人中央教化團體聯合會 東京市麹町區大手町 內務省社會局分室 振替東京七一七八二番

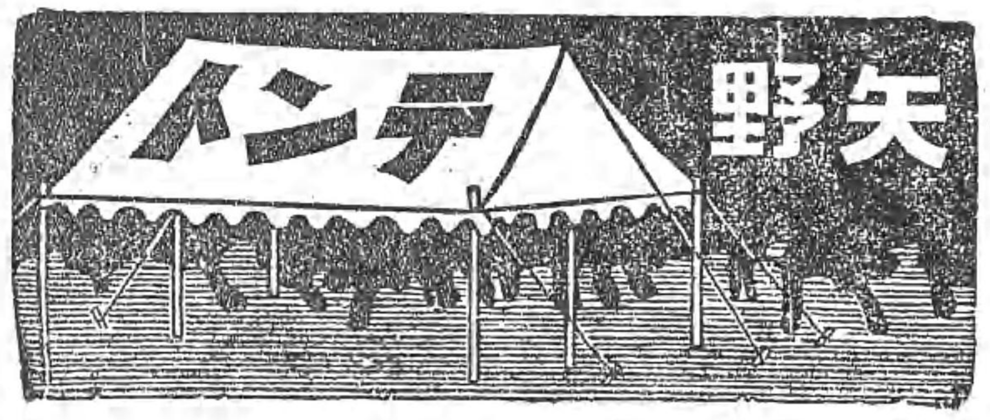

陸海軍御用達
天幕、雨覆、帆布
防水布、製造業
貸天幕竝裝飾
貸天幕ハ大小ニテ常ニ貳萬人以上收容シ得ル準備有之御用命願ヒマス
大阪市西區日吉橋北 矢野テント商會 電話櫻川長三六四、三一〇三 三六五、三〇四三
東京市京橋區船松町十 東京支店 電話京橋五〇八

東京で一番 安すくて品の良い 丸角のワイシャツ
A白キャリコ 一、二〇
B替カフス付(ボタンニテ付替自由) 一、六〇
C國產最上キャリコ 一、八〇
A富士絹(純絹) 二、八〇
B富士絹 三、三〇
同替カフス付(ボタンニテ付替自由) 三、九〇
C厚地極上富士絹 四、二〇
A冬ネル一〇〇 Bネル 一、五〇
C厚地ネル 一、七〇
ユニオンネル 二、〇〇
A本ネル(丸角特選品) 二、七〇
Aラクダ(淡茶無地) 四、五〇
A極上厚地メルトン 九、八〇
生地見本郵劵要六錢
必襟叶御明記・送料內地十八錢殖民地四十五錢 代引十錢增
淺草駒形橋前 丸角 電話淺草一九四九番 振替東京一五九九二

內容 ◎帝國憲法、一冊◎民法、一冊◎商法、一冊◎民事訴訟法、一冊◎刑法、一冊◎刑事訴訟法、一冊◎恩給法、二冊◎地方制、二冊◎稅法、一冊、合計九冊
體裁 小菊判◎舶來リニオン紙使用◎寫眞銅版印刷◎三方金付◎各冊法令ニ分類◎優美堅牢最上革製
加除 實用新案第一一八七七七號加除表紙綴込ミ、絕對責任ヲ以テ每回確實ニ加除ス◎各法中一條ノ改正アリタル場合ト雖モ一冊ヲ新ニス◎加除數册ニ涉ル場合モ加除料ニ變化ナシ。
販賣法 △御申込ノ際ハ册數△保職先△姓名御明記ノ上捺印ヲ乞フ△現品ハ御申込順ニヨリ即時配本ス△代金ハ本會ヨリ送付スル拂込手數料本會負擔ノ振替貯金拂込用紙ニ第一回一圓△第二回一圓△第三回ニ圓ヲ添ヘ最寄郵便局ヘ拂込マレタシ。
特典 ◎當六法全書ノ購求者ヲ本會ノ會員トス◎本會ハ、內地、北海道、樺太、臺灣、朝鮮、滿洲、南洋各地ニ十萬ノ會員ヲ有ス◎會員ハ無料(返信料三錢郵劵封入)ニテ法律事件鑑定ノ請求ヲナスコトヲ得。
好評五版 最新型式加除自在 六法全書
定價金四圓八拾錢 特價金四圓也 每月一圓宛三ケ月分納拂

名譽會長 陸軍中將從四位勳二等功二級 堀內文治郎
名譽顧問 前貴族院議員 櫻井伊兵衛
同 元衆議院議員 土谷全治
同 衆議院議員 木暮武太夫
法律顧問 法學博士 小川彥衛
法律顧問 元判事法學士 松井親民
同 辯護士法學士 鈴木幸四郎
同 辯護士 山田岩次郎
同 元縣會議員 中曾根貞良
同 辯護士 關吉晴
發行所 帝國法律研究會 會長 富田丑次郎
東京・芝・愛宕下町一ノ四・電話・芝一、五一二・芝四九一・振替東京七九三〇二

ワダカルシューム
楢林醫學博士推奬 片瀨醫學博士鑑査 (片瀨博士述說明書冊子發賣元へ御申越次第呈上)
姙産婦を保護し、胎兒の發育を助け母乳を豐富ならしめ、且乳質を改善せしむる等、諸多の好果を擧ぐ
發賣元 大阪道修町 和田卯助商店
關東代理店 東京本町 株式會社 田邊元三郎商店

第840号 本文

醫學常識

健康と治病を教へる絶好の征病讀本である!!

特典――讀者には毎回配本毎に、質問券を添付し一般讀者の參考となるべき質問、回答は本叢書の「醫者と素人の對話」に於て審議の上發表す。

◉附錄　今十六日發行部今一六頁

◇本叢書こそは吾人の健康と治病の爲めに、疾病と醫術に對し正しい理解を授ける家庭に於ける教科書であり、また醫者が治療效果の實をあげる爲めの、病者に對する天來福音の良書である、斷じて單に醫家の病理學や藥治原理を通俗的に述べたものと同日の論ではない乞ふ備へて危急の際に活用せられよ

豫約募集

十一月末日申込金不要

內容見本進呈

裝幀四六版・クロース製箱入・各冊三五〇頁・コットン紙印刷・新鑄九ポ活字・振假名付　全十冊　定價一冊一圓五十錢　送料十八錢

第一回配本　現品出來

文明病　東京帝國大學教授　醫學博士　三宅鑛一

寄生蟲病の常識　東大教授、傳研醫院長　醫學博士　宮川米次

傳染病の知識　東大講師、大久保病院副院長　醫學博士　村山達三

第二回以後の配本略目

一、妊娠と出産　慶應大學教授　醫博　川添正道
一、小兒の榮養　慶應大學教授　醫博　唐澤光德
一、小兒傳染病　東京帝大教授　醫博　栗山重信
一、小兒の氣管枝カタルと肺炎の豫防及び手當　醫博　瀧川昌世
一、肺結核の療法　東京市療養所長　醫博　田澤鎌二
一、肺結核と轉地療法　宮內省侍醫　醫博　西川義方
一、肺結核の最新知識　醫學博士　遠藤集清
一、性の衛生　東京帝大教授　醫博　遠山郁三
一、性慾の正常と變態　東京帝大助教授　醫博　杉田直樹
一、婦人病の種々相　濱川病院長　醫博　小畑惟清
一、外科より見たる腹痛　東京帝大教授　醫博　鹽田廣重
一、家庭看護法　東京帝大助教授　醫博　礒居龍太
一、肋膜炎、腹膜炎、腦膜炎　宮內省侍醫頭　醫博　佐藤恒丸
一、文化と眼　東京帝大教授　醫博　石原忍
一、耳、鼻、喉　東大名譽教授　醫博　岡田和一郎
一、皮膚病の療法　東大名譽教授　醫博　土肥慶藏
一、肛門病の注意　東大名譽教授　醫博　近藤次繁
一、心臟病　慶應大學教授　醫博　大森憲太
一、畸形の療法　東大名譽教授　醫博　田代義德
一、胃潰瘍と胃癌　南豆腸病院長　醫博　南大曹
一、癌について知るべきこと　東京帝大教授　醫博　長與又郎
一、醫師より糖尿病者へ　杏雲堂副院長　醫博　佐々廉平
一、老衰と老病　東大名譽教授　醫博　入澤達吉

株式會社　**東西醫學社**　東京市京橋區加賀町九
振替東京二八一八番

大賣捌所　東京・東海堂・東京堂　大阪・盛文館　名古屋・大東館・北隆館　柳原書店　川瀨書店

本誌（定價金拾錢）　廣告料（一行三十錢）　發行所　東京市麹町區大手町　內閣印刷局

官報 8410 号外

改正民事訴訟法の施行に際して（その一）

司法書記官　坂野千里

一、民事訴訟法が改正された。即ち民事訴訟法中改正法律は本月一日をもつて、施行せられたのである。おもうに、民事裁判ほど善いにつけ悪いにつけ一般國民の生活に直接大きい影響をおよぼすものは、他にあまりあるまい。もし、この裁判が公平適切でなかつたならば、旺盛な國民の活動は全部止まつてしまうのであろうとゆつてさしつかえがない。民事裁判が適正でなければ文明國とはいゝ難いのである。しかるに、その善し悪しが、主として國民の公正な行動に繋るのも、また民事裁判に如くはない。けだし、民事訴訟においては、原則として裁判所は自ら進んで事實を探知せず、原告または被告より申出でた證據によつて、その主張した事實を確定し、これに法律を適用して、裁判をなすのであつて、民事訴訟は實に原告または被告である當事者の訴訟である。その上に一般國民はその當事者である以外においても、證人、鑑定人、その他の關係人として、民事訴訟に關與するのであつて、この關與した人々がそれぞれの地位に應じて、眞摯な行動をなし、正確なる裁判資料を提出しなければ、いかに裁判所が努力しても、事實の眞相の片鱗さえ捉まえることができないし、訴訟の迅速なる完結もまた望みようがないからである。

かようなわけであるから、一般國民は國民の本務として、民事訴訟の改正法について、無關心であることを得ないのである。むしろ、改正法の精神を確知し、公平誠實にこれが運用に參與して、民事裁判のいよ〳〵公正なこと、その完結のます〳〵迅速なことを計り、もつて、法治國民たる責務を盡すべきものであると信ずる。

今回改正された民事訴訟法の特色は多伎に亙り、今遂一これを述べる餘裕を持たないが、最も重要なる改正は、訴訟の迅速なる完結を目的とし、兼ねて審判のいよ〳〵適正なるべきことを計つた點にあるとゆうべきである。以上この二點に重心をおいて改正法の大要を述べよう。

二、裁判はもとよりその適正なることを本質としている。このことは民事裁判であると、刑事裁判であるとにおいて、何等の差違がない。たゞ刑事訴訟は國家の刑罰權の存否を確定して、その實現を計ることを目的とするところから、裁判所は自ら進んで事實を探知することによつて、最もよく事實の本態を摑むことができるとして、いわゆる職權主義を採つているが、これに反して、民事訴訟は私權の存否を確定し、これが保護を目的とするところから、原告または被告たる者が主張し、提出した事實及び證據に基いて裁判の基本である事實を確定することによつて、最も適正な裁判を得ることができるとして、いわゆる當事者處分主義を採つているのである。かゝる制度は單にわが國のみならず、多くの國々においてもこれを採用していて、大體所期の結果をもたらしているのである。しかしながら、この當事者の處分に任すとゆうことは、民事審判の缺くべからざる本質、換言すればこれがなければ、民事の審判が成り立たないとゆうものではないのである。

當事者の處分に任すとゆうことも、裁判の本來の目的である適正を得る一の方便に過ぎないのである。それであるから、この主義を採用するによつて、事實の眞相を發見するのにさしさわりがあると認められたときは、その範圍においてこれを制限して、職權主義を加味することは何等さしつかえがない。否、むしろ、民事裁判の本來の性質から考えれば、却てそうあるべきものである。民事訴訟が處分主義を採つているとゆうことから直に職權主義入るべからず、として門戸を閉鎖するのは本末を顚倒したものとゆわなければならない。幸にして今日迄の民事審判は、その適正に缺くるところがなかつた。しかしながら、立法者として思考すると、當事者處分主義に徹底し過ぎた憾がないでもなかつた。またこうもあつたろうと、慾に思われた點がないでもなかつた。改正法はこゝに觀るところがあつて、次のような改正を加え偏に裁判の適正を確保し、且つその審判をしてますます時勢の進運に適せしめんことを期した。

(1)職權證據調の範圍を擴張したこと　改正前においては、當事者の申出をまたずに、裁判所が進んで證據調をなすことが出來たのは、檢證鑑定及び本人訊問に限られ、しかも、その目的が制限せられていたが、改正法は裁判所が當事者の申出でた證據だけでは、未だ事實の眞否について確信が得られないとき、その他の必要あるときは、當事者の申出をまたないで、進んで、即ち職權をもつて總ての證據調が出來ることゝした。

(2)證據蒐集の範圍を擴張したこと　裁判所に官廳、公署、法人等に必要な取調の囑託若くは鑑定の囑託をなすことができることゝした。この點は、文化の發達に伴い審判の適正を期する上においてまことに重要な意義を有するものと思われるのであるが、裁判所より囑託を受けた時は、進んで自ら有する資料を提供したいものである。なお改正法は當事者はもちろんのことであるが、第三者に對しても、また文書の提出、檢證物の提示送付を強制することを得る旨規定した。今日迄民事裁判の局に當つた者は、この強制のできないのに物足らない感を抱いたのであつたが、裁判が事實の眞相に合致すべき大目的から見て、一般國民はこの程度の強制は民事訴訟においても、また甘受すべきものである。

(3)證人の忌避及び拋棄に關する規定を削除したこと　前に述べた(1)の職權證據調を認むる以上は、證人の忌避またはその拋棄を認めるのは、無意味なるのみならず、却つて手續を繁雜ならしむるものである。何となれば、裁判所が必要ありと認めて當事者の申出でた證人を喚問したる以上は、たとえそれが忌避または拋棄されても、更にまた職權をもつてこれを喚問する筈であるからである。

(4)宣誓の方式を嚴肅にし且つ不出頭に對する制裁を嚴重に行使し、なお當事者宣誓の制度を新設したこと　改正前の宣誓の手續は、手輕に過ぎた誹を免れなかつたので新法は宣誓を起立して嚴肅にこれを行うことを要する旨を規定した。この宣誓の方式を嚴重にすることが證言、その他の陳述の眞正を確保するのに大に力あることは多言をしないでも明なことである。證人、鑑定人等が正當の理由なくして出頭しないときは、五百圓以下の過料に處し、場合によつては直にこれを勾引することができるように改正されたばかりでなく、今迄のように罰金の決定の取消を認めず、過料決定に不服の者は即時抗告の方法に限り、七日内に上級裁判所に不服を申出ずべく、若しこの不服申立がないときは過料の決定が確定してその執行を受けることゝなる。舊法時代にはやゝもすると、罰金の決定が無制限に取消され、あまりその威力を示さないような觀があつたが、改正法により全然その面目を一新する事になつたのは注意を要する事柄である。

當事者をして宣誓をなさしめその虛僞の陳述に對し五百圓以下の過料を以て臨む制度は、輕便な證據を認めるので適切な規定であるとゆえる。しかしながら、今述べたような證據の眞實は單に制裁規定を嚴重にすることによつてのみ遂せられる事でなくして、主として一般國民の公正なる義務の履行にまたなければならないことであるから、國民の自覺を望んでやまない。

爲替の話（その二）

東京商工會議所

爲替騰落の結果　前號に述べたようなわけで、わが國の爲替が下落したとすれば、わが國の對外受拂、殊に貿易につき如何なる影響を受けるかとゆうと、先ず輸出は增進傾向を招來する。今一例をあげて説明すれば、例えば、わが爲替が大震災直後および昭和二年恐慌直前の四十九ドルに比し、現在のように四十六ドル見當に下落し

付録

ているど、わが國からアメリカへ輸出する場合、わが輸出高が百斤二千圓の生絲三百斤に對し、ドル爲替手形を振出すとすれば、以前は$\frac{2.000圓×300斤}{100斤}$×49ドル÷100圓 即ち、二千九百四十ドル也のドル輸出手形を振出し、これをもつて爲替銀行で買入れてもらえば2.940ドル÷49ドル×100圓 即ち、六千圓也の日本金を受取つていたが、生絲相場に變化がないとすれば、現在は$\frac{2.000圓×300斤}{100斤}$×46ドル÷100圓 即ち、二千七百六十ドル也のドル輸出手形を振出し、これを爲替銀行で買入れてもらえば、やはり2.700ドル÷46ドル×100圓 即ち、六千圓也を受取ることができる。

これをアメリカ側から見ると、現在は以前に比し生絲は百斤につき、二千九百四十ドルマイナス二千七百六十ドル即ち百八十ドルだけ少なく支拂つているわけであり、また日本から見ると圓の受取額は同じでも、百八十ドルだけ少なく受取つているわけである。換言すれば、現在生絲市價は、アメリカ側から見れば以前に比して安く、また日本から見れば市價は同じであるが、割の安い生絲を賣つているとゆうわけになる。ゆえに、爲替の下落した場合、アメリカからは百八十ドル分だけ多く生絲を買うことができる。もし生絲市價に變化がないとすれば、わが輸出高は(180ドル÷46ドル×100圓)×(100斤÷2.000圓) 即ち二十斤近くの生絲を多く輸出することになる。

また右の例のように、アメリカから百斤につき二千圓の生絲三百斤の注文を受けたとしないで、アメリカから二千九百四十ドル分だけ生絲の注文があつたとすれば、爲替が四十九ドルから四十六ドルに下落した場合は、左のようになる。

	受取金	生絲量
(イ)爲替四十九ドルの場合	六、〇〇〇圓 $\left(\frac{2.940ドル}{49ドル}×100\right)$	三〇〇斤
(ロ)爲替四十六ドルの場合	六、三九一圓 $\left(\frac{2.940}{46}×100\right)$	三二〇斤

即ちわが生絲輸出商は右の例のように、爲替が下落すれば、その輸出手形を爲替銀行で買受けてもらえば、爲替の下落しただけ多くの日本金を受取れるが、生絲の數量もまた二十斤だけ多く輸出しなければならない。

かようなわけであるから、わが生絲輸出商は爲替が四十九ドルの場合も、また四十六ドルの場合も同一生絲市價では輸出しないのである。(例外的に同一市價の時もあるが)多少市價を引上げる。しかし、爲替の下落した率だけ市價を引上げると、生絲の賣行はわるくなるから、爲替の下落率よりも少ない率で市價を引上げるのであろう。結局爲替の下落した場合、わが國ではすべて外國に對し割の安い品物を輸出することになるので、わが輸出は増進傾向となるのである。もつとも、爲替の下落した率と同一程度に輸出品市價が上騰すると、輸出は増進傾向とはならない。しかし、輸出品市價の上騰如何は、國内物價と關係が深いから、爲替が下落すれば國内物價は必ず上騰するとはゆわれないが、ヨーロツパ大戰後のドイツでは、爲替の下落している間は輸出が増進し、國内物價が上騰となり、その上、上騰が甚だしくなると、輸出は不振となり、その結果また爲替を下げて輸出を増進させるとゆう工合に、爲替の暴落と國内物價の暴騰と、追いつ追われつ遂に經濟的に破滅に瀕して、大正十二年輸出禁止令さえ出したことがあつた。確に國内物價の上騰よりも爲替の下落が大であれば、輸出は増進し、財界は景氣づくが、かゝる輸出増進は既に述べたように、外國に割の安い品物を輸出することになるので、國内的には物資の缺乏となり、財界の景氣も一時的のもので、國をあげ經濟的に破滅に導くのである。

しからば輸入はどうかとゆうと、爲替の下落した場合理論的には輸入は抑制される傾向となる。これは前に述べた例示の反對に輸入商は以前に比し爲替の下落しただけ、外國の市價に變化がないとすれば、外國から割の高い品物を輸入することになり、またわが國貨幣で以前よりも多額の支拂をしなければならないのである。しかし、實際論としては、例えば日本の物價が高いとすれば、爲替の下落しただけ外國から高い品物を輸入することになつても、わが輸入商は相當の利益があるので、輸入をさし控えることなく、どしどし輸入するのであろう。また日本の如く大震災後の復興のためにする輸入は、稍く問題外とするが、常に棉花や羊毛その他の原料品なり、鐵類や毛絲その他の原料用製品で、全輸入額の七割内外のものを輸入しなければ、一國の經濟を立てゝ行くのに困る事情にある國では、爲替が下落してもなかなか輸入は減少しない。したがつて、わが國では爲替が下落すれば、それだけ外國から割の高い品物を輸入し、もつて外國に對し多くの支拂をすることになり損失を招く結果になる。

次にわが國の爲替が騰貴すると、わが國の輸出は抑制される傾向になる。それは輸出品市價に變化がなければ、以前に比し同一數量を輸出すると、わが輸出商は、爲替の騰貴しただけ損をするので同一數量は賣らない。またもし同一數量を賣る場合には、爲替の騰貴しただけ、外國では多くの支拂をしなければならないから、結局日本から以前に比し割の高い品物を買う結果になる。したがつて、日本の輸出商は輸出品市價の引下げをしなければならないが、概して爲替の騰貴した率だけは、市價を引下げ得ないから、輸出の増進傾向とはならなくなり、かえつて輸出はさし控えられる。

反對にわが輸入商は理論としては、外國の市價に變化がないとすれば、爲替の騰貴しただけ外國から割の安い品物を輸入されるから、輸入の増進となる。しかし、實際問題として、わが國内物價が下落に向つている場合には、おそらく爲替が騰貴したとしても、これがために特にわが輸入は増進傾向とはならないと思う。

いずれにしても、わが爲替の騰貴した場合は、たとえ外國市價の引上げを見るとするも、わが爲替の騰貴した率と同一程度に市價を引上げるとゆうようなことは、商賣上考えられないから、わが國では割の安い品物を輸入し得られるとゆうことだけはいえるのである。

ゆえに、一概に論じ去ることはできないが、しかし大體論として左のように大要の摘記はできる。

わが爲替の下落した場合は、以前に比しわが輸出商は賣上げ代金を多く得利益であろうが、反對にわが輸入商は買入代金を多くし損をする。しかしこれをもつて、たゞちにわが國全體の輸出入貿易において損益なしと斷ずることは早計である。即ちわが爲替の下落している場合は、以前に比しわが國では割の安い商品を輸出し、しかも輸入するときは割の高い商品を輸入していることになるので、輸出代價をもつて、以前と同樣に輸入することができないから、輸入代價たる支拂額において損をする結果になる。從つて、わが貿易の受拂上、以前に比して輸出超過で受取る場合は、外國貨幣を少なく受取り、また輸入超過で支拂う場合は、日本貨幣を多く支拂わなければならないから、結局損失を蒙つていることになる。貿易以外の受拂にも同樣である。次にわが爲替相場の騰貴している場合は、その反對になることはゆうまでもない。

農産物販賣政策の世界的展望（その四）

帝國農會

(五)チエツコスロヴアキアとスイーデン　ドイツにおけるような輸入許可證制度は、兩國とも一九二六年八月一日から實施されるにいたつた法律を通じて適用されている。一九二六年六月三十日に發布されたチエツコスロヴアキアの法律も、同年七月二十六日發布を見たスイーデンの法律も共にドイツの輸出の補償の原則にのつとつていることは歴然と判るのである。

先ずチエツコスロヴアキアの農業關税法について見るに、第一條において特殊の農産物およびこれが加工品の關税の新項目を定めたのであるが、新定關税率はいずれも百キログラムにつき、小麥、マスリンおよびスペルトは六十クローネ、ライ麥は五十六、燕麥は四十八、玉蜀黍は三十二、蠶豆、豌豆、扁豆は三十六、ヤハズエンドウ、ハウチハマメは二十四、小麥粉その他の穀粉類（米を

包含）および莢豆は百二十、米は籾でも玄米でも米粉でも三十六クローネである。

輸入許可證は當該券所有者をして、法律によつて定められている期間内において(それも九箇月を超えない期間内)、上記の品々を輸入許可證に記載されている税關價格に照應した分量だけ、無税で輸入することを許すように發行されるのである。輸入許可證の税關評價額は、輸出商品の分量或は原生産品としての、これ等商品の價値の總額により、また件の穀類或は莢豆類のうち、特定種類のものに普通課せられる、關税率のうち、最も低率なものによつて決定されることになつている。

一九二七年度における實施成績に徴して見ると、この許可證(戻税)の多くは、燕麥、豌豆、食用小麥およびその他の製粉類の輸出に對して發行された。從つてこの商品の輸出は殆んど全く輸入許可證を得たがために利用されているとゆつても過言でない。

スエーデンの新關税法は、小麥、ライ麥、小麥粉、ライ麥粉の百キログラムにつき、三。七〇乃至六。五〇クローネを賦課する。從來の關税の立て前に輸入許可證制度(或は實際の作用それ自體に合致するようにゆうならば輸出許可證制度)を付加したのである。税關當局にこの許可證を提出することによつて、該證券所持人は當該許可證發行後六箇月以内に、(一)挽いたもの或は挽かない小麥およびライ麥を許可證に記載されてある數額だけ(即ち以前その國から輸出されただけ)無關税で輸入する權利か、そうでなければ(二)額面價格から二%を引いたものに對して、現金で交付を受ける權利か、二者その一つを與えられるわけである。たゞし六箇月間中に輸入した小麥やライ麥に徴收された關税額が、かゝる支拂をなすに十分足りる場合においてのみに限るのである。

既に一九一一年の昔において、エリ・ヘツクシヤー教授その他の人々によつて反對されたことで、有名な輸入許可證制度運動は、一九二三年に復活し、一九二三年、一九二四年および二五年の國會で反對があつたが、それにもかゝわらず非常な勢で進んで來て、遂にこの法の實施を見たわけであるが、スエーデンにおいては、一般原則として、豊作の年にはある種の品質の小麥やライ麥やの輸出するに足るだけの過剰生産がなされるだけである。しかして、主要な小麥栽培地方は、スケーヌ、オーステルゴツトランドおよびメラール縣(ストツクホルム附近)であるが、これ等の地方はこうした年には、往々小麥を輸出しているのである。一般に收穫後の秋の季節は過剰小麥を、價格のよくなるまで持ち堪えることのできない地位にある農民は、市場に小麥を投げ賣りするため麥價は暴落するのを常とする。

かような事情はスエーデンに限るわけでなく、チエツコスロヴアキアにおいてもまたそうである。ゆえに、これ等兩國における輸入許可證制度或は農産物輸出戻税制度は、この期における農産物價格維持を目的として樹立されたと見るべきである。兩國はこれ等の戻税法或は輸出許可證制度を一九二六年八月一日から同二八年七月三十一日限り有效として、試驗的に先ず實施したわけであるが、成績が思つたより擧つたため、兩國共に引續き實施して打ち切るようなことはなかつた。

(六)イギリス領コロンビア　議會は一九二七年三月、一九二七年産の果實の完全な販賣統制を行うために、果實その他農産品販賣取締法を通過させたが、この法案は最初酪農製品をも包含させようとしたのである。しかるに、ヴアンクーヴアの市民達(もちろん商人達)から、市會および商業會議所の手を通じて、かゝる動議は尨大な酪農協同組合の獨占を意味するものであると反對され、遂に修正を受けて酪農品はこれから除外されたのである。

この法律は明白にクヰーンスランドの法律に似せて起草されたのであつて、これが特長の一は協同耕作者、即ち有限責任耕作組合獨立の積出業者および耕作者側から各一名づゝ選出された二名の委員および、政府の任命した委員長の三名からなる委員會に絶大の權限を與えることである。この委員會の費用はすべて出荷される果實類や野菜類に僅少づゝ課せられる租税によつて支辨されることになつた。

一九二七年三月發行の「農業および酪農」誌の言を藉ると、この法律は農業協同組合が一切の耕作者に對して、從來よりも平均化した現金收入を與えようと、永い間苦しんで來たのにもかゝわらず、その目的に到達されなかつたほど、これを妨げていた障碍を除去し、かつまた積出業者全部の輸出、貯藏その他從來協同組合によつて、主として支持されて來た市場の安定に必要な方策の費用を分擔することにしたのである。

訂正　第三一三號の「その二」は「その三」の誤りにつき訂正する。

わが國における深夜業撤廢と印度紡績業者

國際勞働局東京支局

去る七月一日から、わが工場法中女子および兒童の深夜業廢止に關する條項がいよいよ實施されたのについて、印度の紡績業者はこれをどうゆう風に見ているのであろうか。周知の通り、第七回(大正十四年)および第八回(大正十五年)の國際勞働總會においては、かれ等は深夜業の續行、勞働時間の過長などの諸點について、大に日本を攻撃したのであつた。

ボンベイ紡績聯合會々頭モデイー氏は、去る七月三日「タイムス・オヴ・インデイア」紙の記者との會見談において、この問題に觸れ日本の新制度による夜業の禁止は、たゞ午後十一時から午前五時にいたる間に過ぎないから、日本の紡績工場は依然として、女子と兒童を傭使し、午前五時から午後十一時にいたる間、一組八時間半の二交替制で操業するのであるから、眞の意味において、日本では夜業が撤廢されたとゆうことはできないと述べている。

なお氏は、つゞけて曰く、インド工場法はワシントン夜業禁止條約の規定と合致するものであつて、女子と兒童とは午後七時から、午前五時までの間就業を禁ぜられているのである。なるほど、日本の新制度は、もとの制度に比すれば、改善であり進歩であるのには相違ないが、日本が二交替制や、女子および兒童の夜業などを撤廢したと稱することは、いずれも誤りである。その上、日本政府がこの深夜業禁止規定の適用を停止する權限をもつているとゆうことは、かなりこの規定の價値を減殺している。インド工場法中の女子および年少者夜業の制限規定は、日本工場法のそれよりも一層きびしいのであるから、インド紡績業は、日本との競爭上、未だ大いにハンデキヤツプをつけられているのである。

次に、同紙は、同じく七月三日の論説において、日本工場法上のこの改善は、ワシントン夜業禁止條約をすつかり採用したとゆうわけではないが、日本の紡績業の財政状態は、これによつてかなり重要な影響を受けるのであろう。即ち日本の紡績職工の八割は、新規定の適用を受けると見積られ、紡績業者はこの状態に對應するために、各工場において錘數を增加しつゝあると述べている。

因に、ボンベイ紡績業者は、依然として、インド紡績業の保護のため、外國製綿布の輸入税を引上げよと要求しつゝあると。

日光浴を主とした夏季聚落（その一）

文部省體育課

アメリカにおける、何れの都市にも、町村にも、發育不良兒童はその數がなかなか尠くない。しかして、何れの市町村でも、兒童保健團體があつて、それ等の兒童達を健全な状態に回復させようと努力している。

この種の事業に對して率先その任に當り、成績の見るべきものがあるのは、マサチユーセツト州のケンブリツヂ市である。即ち同市が一九二四年春期において、アメリカ兒童保健協會の主催にかかる、全アメリカ學童健康協議會に參加の價値を

第 840 号 付録

認めた一事によるも、その當時における同市教育當局者の進歩的思想の一端を知ることができる。

またケンブリッヂ市の教育局は、國民教育協會との共同委員の手によつて編纂された「公立學校における衛生教育指導の要項」を學校における衛生訓練の實施要目として採用した最初のものであつた。

一九〇三年アメリカ結核豫防協會の設立せられて以來、殊に過去十箇年において、學校當局者と一般公衆保健團體とは、相提携して活動をつゞけた。しかして、學校は公衆衛生實施の中心となり學校教員は重要な衛生實施の原動力であり、また兒童は公衆衛生の有力な宣傳者であると承認されるようになつた。

同市においては、市立小學校兒童約二万三千人の中より、年々學校看護婦の監察と學校醫の檢査とによつて、約二千名の體重不足、榮養不良の兒童を選出し、これを三種の團體別にそれ〳〵養護上適切な施設を講じ學校衛生上最も進歩した成績をあげている。その第一は、

㈠結核病兒童　この種の兒童は、全然この團體の保護の下に來るべきものでなく、それ等の兒童は州立或は市立の、廣大であつてしかも完備した設備を有する結核榮養所において療養させるもので、同所に照會して適當な保護の途を講じさせ、第二は、

㈡確實に結核の前兆のある兒童　この種の兒童の一群のために、協會はシヤロンサナトリウム小兒科の一部に六箇のベツトを約束し、およそ半箇年位の期限で兒童を收容し、できるだけの療養をさせるのである。しかし、このグループに該當する兒童は、約百人を算するので、六箇のベツトでは決して十分ではないが現在では經費の關係上、それ以上の增加を許さない。一箇年十二人の兒童が收容されるのに過ぎない。

こゝでは種々の方法により、兒童の健康回復に全力を注ぎ、家庭に歸つて後も十分健康生活を送るだけの抵抗力と、健康の回復とが醫師によつて證明されてから後退院させられるのである。その後は、社會事業團體の如きものと提携して、十分保護を加えることにする。即ち、兒童がサナトリウムを退所する際、醫師から將來の注意看護の方法とを附した兒童の一般狀態の報告をこの協會に送付する。次で兒童は通常オープンエイヤークラスに入學させられる、こゝでは、教師と看護婦とは特別な注意をもつて兒童を取扱う、しかしてサナトリウムの生活規定を十分嚴守すべきことの大切なことを知らしめ、かくて家庭の衛生的訓練と同時に學校においては看護婦の特別な保護の下に、オープンエイヤークラスの教員が、衛生指導に從事するのである。第三のグループは主として、

㈢夏季においてキヤンピング生活を實施する一團　このキヤンプは最初一九一七年に百名の兒童で開かれた。爾來十箇年、この種の施設は年と共に增加し、一九二六年には二組のキヤンプが設置され、各組共四百人の兒童が收容された。この種の施設は、より善き衛生上の習慣を教える保健學校で、完備した公園や、遊園地が周圍に展開している大きな校舍内において組織される。

この夏季施設は五週間で、そのキヤンプの一日は、午前九時から午後三時まで、一週五日間開放される。四十人の教師と三人の學校看護婦は、日日その養護のために教育局から特派される。この保護學校におけるプログラムは、愉快にできるだけ戸外で生活のできるように計畫されている。兒童が朝學校に到着すると、ミルクとクラツカーの如きものを攝取させ、その後遊戲、唱歌、姿勢特に矯正を必要とするものには、特別の注意と運動を加え、健康增進を圖り、同時に衛生的良習慣の養成に努める。十分餐後に富んだ晝食の後には、一時間の午睡をあて、次で簡細工やその他の手工時間がある、しかして、退所前にサンドウイツチとミルクとを與えるのである。

收容兒童一人に對して、當分毎日一パイントの牛乳が給與される。これ食物中の大切な榮養素である二週間の後には一週三回熟したバナナを全兒童に與える。これによつて最後の週には平均二百匁の體重增加と良き姿勢と、一般の身體および精神的進歩とを見ることができたのである。

團體からは食物の費用として二つのキヤンプのために支出する金額は、約三千三百圓である。この比較的少額で給與のできる理由は、全く理解ある商人のためである。毎日消費する牛乳、バナナ、多量のアイスクリーム、センベイ類は殆んど寄附であり、或は特別の割引によつて奉仕的努力したために、僅かの經費で支給されたのである。第四のグループとしては、一九二六年夏最初のこゝろみとして、特別の團體を組織し、

㈣結核に罹るゝ危險性を帶びた榮養不良兒および家族の歴史を持つた小數の榮養不良兒　これを收容して、期間は七月四日より九月第一月曜まで、約八週間を一期として、毎日一定時間、日光療法を與えることにした。一團を二十名と制限し、指導養護の關係から九歳十二歳の女兒に限られた。

學校は午前九時より午後五時まで、收容日數は一週六日間、全期間は八週間と定め、市教育當局は、この團體に校舍の一部を貸與した。その校舍は、日光療法のために特別な設備があるものである。その效果は次號において述べることにする。

◇寄贈圖書雜誌◇（九月下旬中）

▼外務省報、國際事情、海外經濟事情　外務省
▼勞働時報、保健時報　社會局
▼内務省報　内務省
▼外國鐵道彙報、國際運輸情報、貨物月報、温泉案内　鐵道省
▼財務通報、調査月報　大藏省
▼農務時報　農林省
▼國際知識、世界とわれ等、國際メール　國際聯盟協會
▼海　水難救濟會
▼世界の勞働　國際勞働局
▼社會政策時報　協調會
▼國立公園　國立公園協會
▼東京市公報　東京市
▼帝國農會報、農會時報　帝國農會
▼正金周報　正金銀行
▼婦女新聞　婦女新聞社
▼京城日々新聞　京城日々社
▼國語教育　育英書院
▼美術新論（八、九、十月號）　美術新論社

◇前週の官報に◇

◉内親王御命名（宮内省告示）　號外　日
◉第五回明治神宮體育大會へ行幸仰出されたるにつき直轄學校その他へ訓令（文部省訓令）　七　大
◉事業調節委員會設置並に同會長、委員および幹事任命竝に嘱託（發報）　七
◉八月の十三都市卸賣物價概況（同）　七
◉昭和四年米第二回豫想收穫高（同）　八
◉貴族院男爵議員補闕選舉（詔書）　九
◉臨時秩祿處分調査會官制廢止および大藏大臣の承認を經るにあらざれば他の費途の金額を流用することを得ざる費途の件中改正（勅令）　九
◉九月末日現在大藏省預金部狀況（發報）　九
◉八月の十三都市賃銀概況（同）　九
◉支部次官、支部省普通學務局長、實業學務局長、社會教育局長、九州、京城兩帝國大學總長および東京、宮城、山形各縣知事等更迭（發任および辭令）　一〇
◉八月の全國綿織物產額概況（發報）　一〇
◉帝國圖書館官制中改正（勅令）　一一
◉造林幾勵規則（農林省令）　一一
◉新生命表（發報）　一一
◉東北六縣および新潟長野麥收穫高（同）　一一
◉内地米買換（廣告）　一二

許可 8 4 0 号